

第4次南相馬市男女共同参画計画

(素案)

令和6年3月

南相馬市

は じ め に

南相馬市長 門 馬 和 夫

今後更新

目 次

第1章 計画策定にあたって	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の性格と期間	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画の期間	8
3. 計画策定の背景	8
(1) 世界の近年の主な動向	8
(2) 国の近年の主な動向	9
(3) 福島県の主な動向	9
(4) 南相馬市の主な動向	10
4. SDGs とジェンダー平等社会の推進	11
第2章 南相馬市の男女共同参画を取り巻く現状と課題	13
1. 南相馬市の人口の状況	13
(1) 人口推移	13
(2) 人口動態	15
(3) 世帯数及び1世帯あたり人員	15
(4) 外国人人口の推移	16
2. 南相馬市における男女共同参画の状況	17
(1) 就業状況	17
(2) 女性の参画状況	18
3. 男女共同参画に関する市民の意識（アンケート調査に基づく現状）	18
(1) 男女の地位の平等感について	19
(2) 男女の役割分担について	20
(3) DV 行為を受けた経験について	21
(4) 性的マイノリティという言葉の認知度について	23
(5) SDGs について	23
(6) 防災分野における男女共同参画について	25
(7) 男女共同参画社会に向けて市が特に力を入れて取り組むべきこと	26
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 基本理念	27
2. 基本目標	27
3. 基本目標の達成に向けた基本姿勢	28
4. 計画の性格	28

第4章 計画の内容	29
施策体系	29
基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の推進	30
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	37
基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進（女性活躍推進）	44
基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）	48
基本目標Ⅴ 復興・防災における男女共同参画の推進	52
成果指標一覧	55
第5章 計画の推進	57
1. 計画の推進体制	57
(1) 庁内における推進体制	57
(2) 庁内における推進のしかた	57
(3) 市民、地域団体、事業者との連携	58
(4) 国・県、他の自治体等や関係機関との連携	58
2. 計画推進のための役割	59
(1) 市の役割	59
(2) 市民の役割	59
(3) 事業者の役割	59
(4) 市民活動団体の役割	59
資料編	60
1. 南相馬市男女共同参画計画策定経過	60
2. 南相馬市男女共同参画計画推進委員会設置要綱	61
3. 南相馬市男女共同参画計画推進委員会	63
4. 男女共同参画社会基本法	64
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	70
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	82
7. ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例	93
8. 性的指向及びジェンダーアイデンティティの 多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	95
9. 用語集	98
10. 南相馬市男女共同参画計画に関する市民アンケート調査結果報告 抜粋	101

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成21年3月に、「みんなが支えあう健やかなまちづくり」を基本理念に掲げる「第1次南相馬市男女共同参画計画」を策定しました。

平成27年3月には、「市民の力を生かした持続可能なまち、南相馬」を基本理念とした「第2次南相馬市男女共同参画計画」を策定し、令和2年3月には、「男女で協力しながらつくる、かがやきとやすらぎのあるまち」を基本理念とした「第3次南相馬市男女共同参画計画」を策定し、人権尊重と男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※を図るための環境の整備など5つの基本目標を柱に、男女共同参画の実現に向けて施策を推進してきました。

しかし、依然として残る固定的な性別役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの推進、あらゆる分野における女性の参画推進などに加え、近年はドメスティック・バイオレンス（DV）※の根絶や女性の貧困、ジェンダー※平等、人生100年時代の到来による働き方や暮らし方の変化、デジタル化社会への対応など多くの課題があります。男女共同参画社会の実現には、こうした多くの課題の解決に取り組む必要があります。

令和2年12月に国が策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、日本の男女共同参画の推進状況は、国際社会との比較において、「政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている」と指摘しています。

そして、「新型コロナウイルス感染症拡大と『新たな日常』への対応」や「人口減少社会」、「SDGsの達成に向けた世界的な潮流」など8つの「社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」に係る認識を踏まえた内容で策定されています。また、「男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である」と示しております。こうした視点を踏まえ、男女共同参画を推進する必要があります。

このたび、現行の「第3次南相馬市男女共同参画計画」の計画期間が令和5年度をもって終了となることから、第3次計画を見直し、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする「第4次南相馬市男女共同参画計画」を策定します。本計画により、男女共同参画を推進し、全ての人が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

※ドメスティック・バイオレンス（DV : domestic violence）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振られる暴力のこと。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

※ジェンダー（gender）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

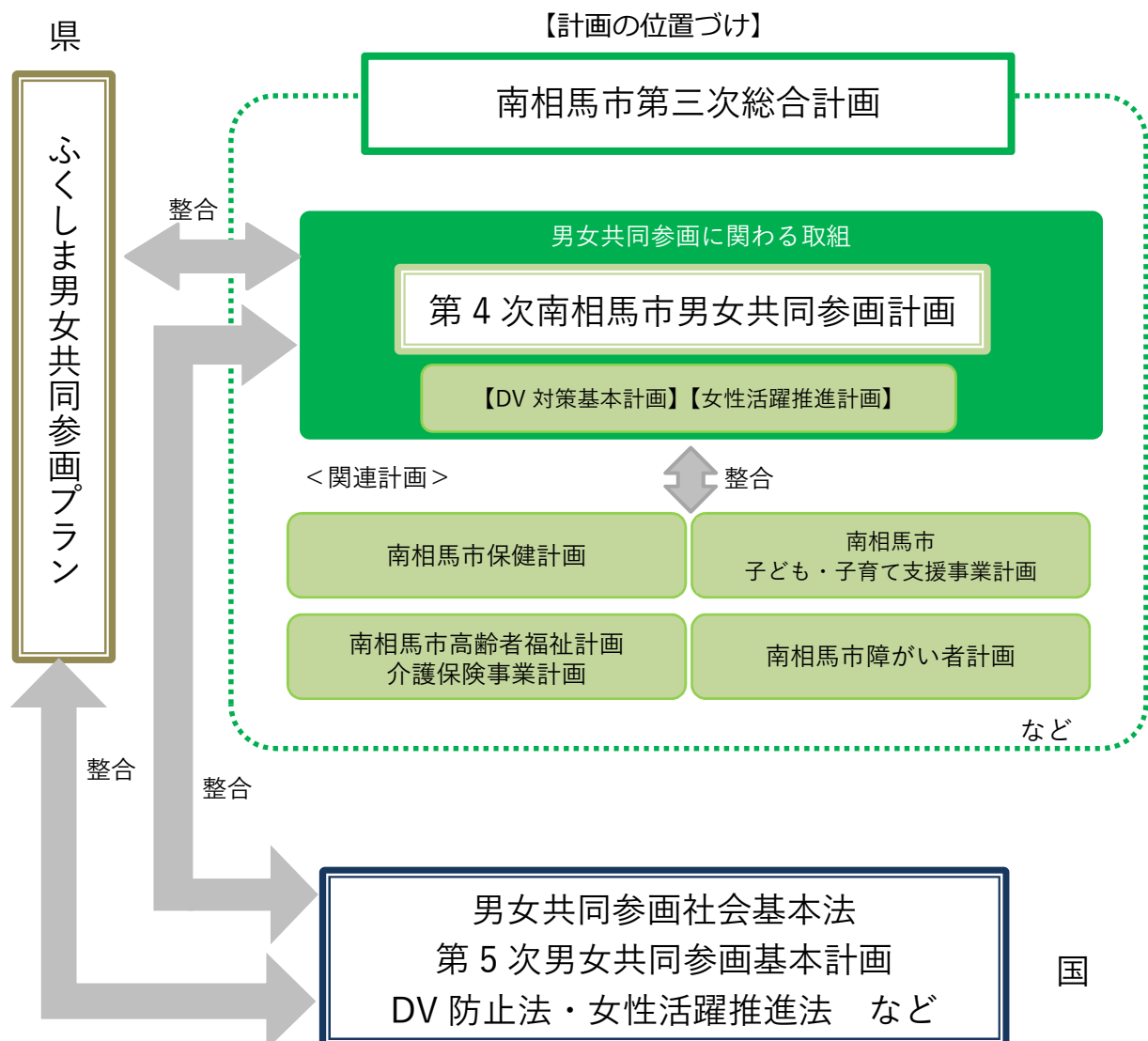
2. 計画の性格と期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、策定するものです。

また、「南相馬市第三次総合計画」の分野別計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた各種施策や事業を、総合的かつ計画的に推進するための計画となります。併せて、本計画は、男女共同参画の視点を本市の施策全般に反映できるように、各分野の個別計画との整合、調整を図ります。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 対策防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV 対策基本計画）、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）を兼ねる計画とします。



（２）計画の期間

本計画の推進期間は、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とします。

ただし、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

3. 計画策定の背景

（１）世界の近年の主な動向

昭和 50 年に開催された国際婦人年世界会議では、国内・国際両面における指針となる「世界行動計画」が採択され、世界的に女性の地位向上に向けた取組が加速することになりました。

平成 7 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）では、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。綱領には、女性のエンパワーメント※を図るための具体的な取組指針が記載されており、これが、現在においても、女性の地位向上のための国際的基準となっています。「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて 20 年となる平成 27 年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、各国のこれまでの取組状況に関するレビューが行われました。

平成 27 年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。2030 年までに達成すべき国際社会の共通目標として、17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）から構成されており、目標の 5 番目に「ジェンダー平等の実現」が示されています。

令和元年 12 月に初めて発症が確認された新型コロナウイルスは、世界的に感染が拡大しました。令和 2 年にアントニオ・グテーレス国連事務総長は「新型コロナウイルスの感染拡大が既存の不平等を強め、女性と女児のぜい弱性を露呈させ、影響を増幅させた。」と述べ、各国政府に対して新型コロナウイルス感染症の影響からの回復においては、女性と女児を対応の中心に据えるよう要請するとともに、「ジェンダー平等と女性の権利は、このパンデミックを共に切り抜け、より早く復興し、全ての人にとってより良い未来を築くために必要不可欠」とメッセージを発しています。

なお、世界経済フォーラムが毎年発表している、男女格差を測る指標としての「ジェンダー・ギャップ指数」（2023 年版）では、日本は 146 か国中過去最低の 125 位で、2022 年より 9 ランクダウンし、G7 では最下位となっています。分野別にみると、教育や健康ではほぼ男女平等となっている一方、「経済」の順位は 123 位、「政治」の順位は 138 位と国際的に後れをとっています。

※エンパワーメント（empowerment）

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

（２）国の近年の主な動向

国は、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、「社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進を図ることが重要」との認識のもと、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。これにより、男女共同参画社会の形成が統合的・計画的に推進されることとなりました。

平成28年には、「女性活躍推進法」が施行され、行政や民間企業が女性の活躍の機会を増やすために具体的な取組や目標を定めることとなりました。

令和2年には、第5次男女共同参画基本計画が策定され、目指すべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4つが示されています。

令和5年6月には、性的指向[※]及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分ではない現状を鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています。

なお、男女共同参画白書（令和3年版）では、新型コロナウイルス感染症の影響による就業者数の減少幅は、男性は39万人に対し、女性は70万人で、女性の方が大きく、女性の貧困に関する問題等も示されるなど、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化しております。こうした状況において、令和6年4月には、DVや生活困窮などに苦しむ女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

（３）福島県の主な動向

福島県では、世界・国の動きに合わせて取組を開始し、昭和58年には「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

その後、国内外における動きを踏まえて、平成13年には「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、また、平成14年には「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を実現するための男女共同参画の推進に関する条例」を施行しました。

平成27年には、女性の活躍促進に関する情報を一元的に集約し発信することで、男女がともに活躍できる環境の整備を図ることを目的に、「女性活躍応援ポータルサイト」を開設しています。

※性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

令和3年に改定された新プランでは、計画推進の視点として、「人権の尊重と男女平等の実現」、「ジェンダーの視点の反映と多様な価値の尊重」、「女性の能力発揮と環境整備」、「公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な地域社会の実現」が示されています。

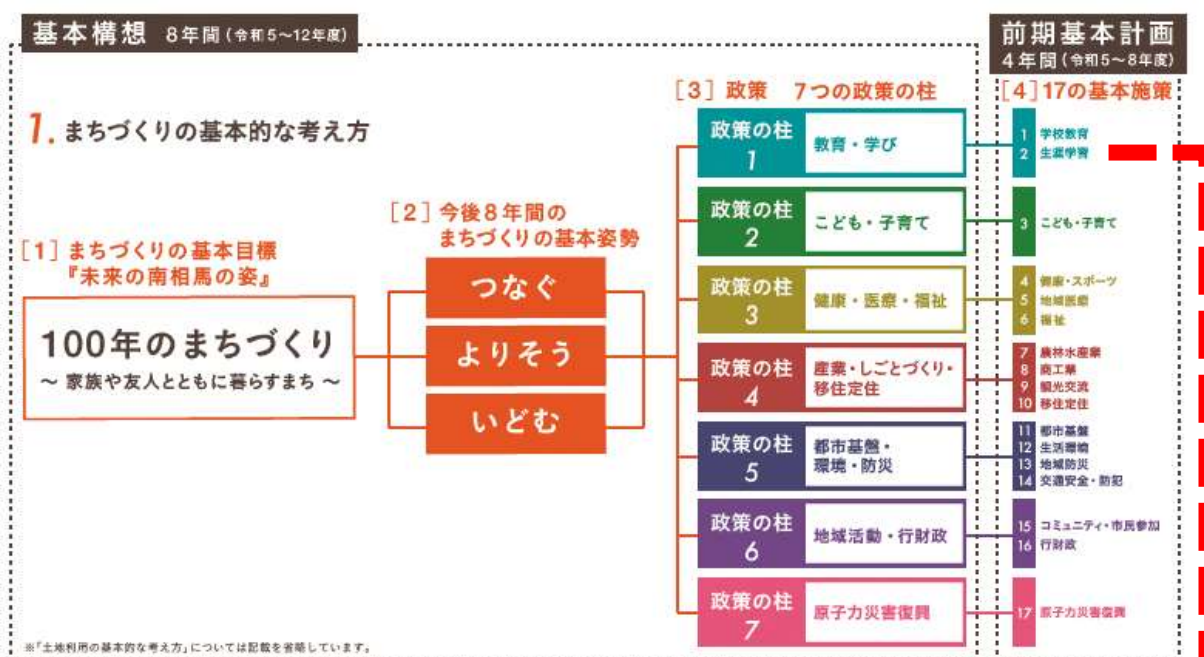
(4) 南相馬市の主な動向

本市においても、国・県の動向を踏まえ、平成18年の南相馬市の誕生以降、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

平成20年には「南相馬市総合計画」の基本構想に、男女共同参画社会の実現を盛り込み、平成21年には「第1次南相馬市男女共同参画計画」を策定しました。平成27年には「第2次南相馬市男女共同参画計画」、令和2年には「第3次南相馬市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関連する各種施策・事業の推進に取り組んでいます。

令和5年3月には、市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」が策定され、前期基本計画で掲げる17の基本施策のうち、「生涯学習」の施策7として、『ジェンダー平等社会の推進』に取り組むこととしています。

【南相馬市第三次総合計画の施策体系】



南相馬市第三次総合計画（前期基本計画） 施策7 ジェンダー平等社会の推進

(取組方針)

- 男女双方の視点から施策を実施するために、あらゆる分野への男女の参画拡大を啓発します。
- 講演会の開催や情報紙の発行等により、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（受容）社会の意識醸成を図ります。
- DVやセクシュアル・ハラスメント等の重大な人権侵害の根絶を図るため、広報・啓発や相談体制の構築、関係機関との連携協力体制の整備を進めます。

また、令和5年7月には、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定し、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念の1つとして、「性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ※、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない」ことを定めています。

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例 基本理念

- (1)性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。
- (2)全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

4. SDGs とジェンダー平等社会の推進

SDGs とは、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための国際目標です。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」においては、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を反映することが奨励されています。

SDGsの目標5では、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において重要な貢献をするもの」とされています。また、「SDGs実施指針」においても、分野横断的な価値としてあらゆる取組で常にジェンダーの視点を確保し、施策に反映することが必要とされています。

令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、男女共同参画基本計画の目指すべき社会の1つとして、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられており、男女共同参画社会の実現に向け、SDGsにおける「ジェンダー平等の実現」を目指すことが必要と言えます。

しかし、日本社会においては、長期にわたり社会的及び文化的に培われてきた社会慣習やしきたりによる、「男らしさ」「女らしさ」といった固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※の影響が強く、男女共同参画は十分に進展しておりません。

※性的マイノリティ（sexual minority）

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）の方など、性的指向（sexual orientation）又は性自認（gender identity）において何らかの意味で「性」のあり方が多数の人とは異なる人びとのことをいう。

※無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。

また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加、女性の雇用や所得減少についても深刻化の懸念があります。

こうした課題への対応も含め、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させていくことが必要です。

本市においては、行政・事業者・市民等の地域が一丸となって SDGs を推進していくために、「南相馬市第三次総合計画」の基本計画の中で、施策と関連づけて進捗管理を行うこととしており、同計画前期基本計画の基本施策「生涯学習」においては、以下の 6 つの目標が設定されております。そこには「ジェンダー平等の実現」が含まれていることから、第 4 次南相馬市男女共同参画計画は SDGs を意識して推進していきます。



第2章 南相馬市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 南相馬市の人口の状況

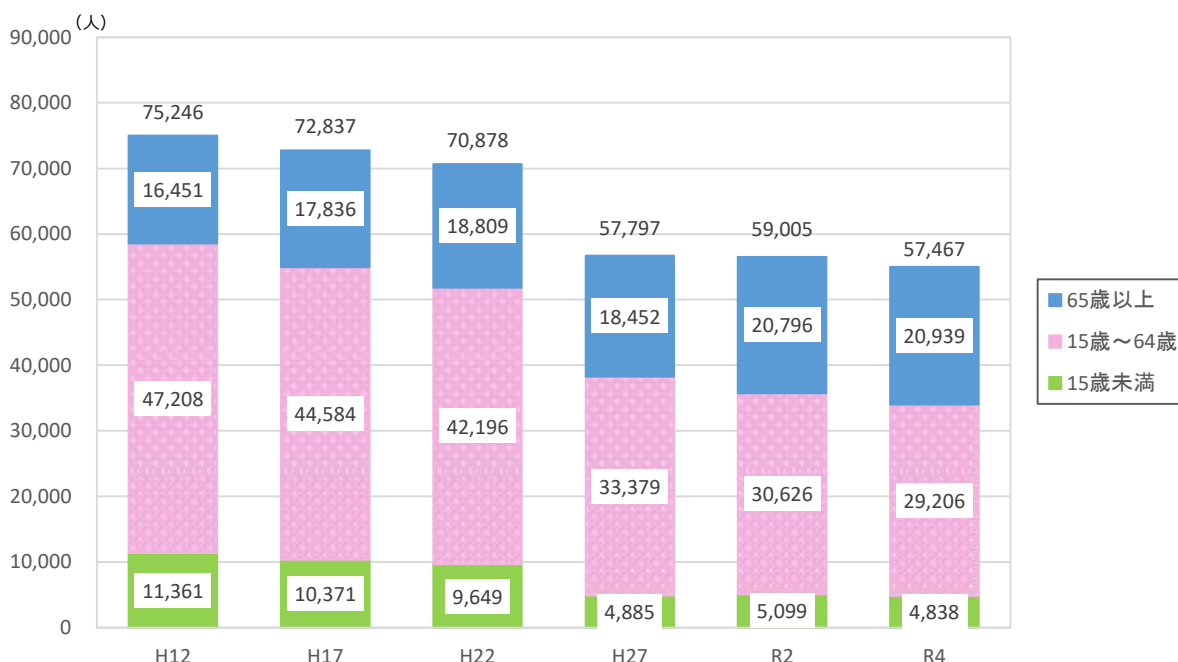
(1) 人口推移

本市の人口は、合併以前の平成12年以降から減少が続いていましたが、東日本大震災と原発事故による市外への避難や転出、出生数の低下によって、人口減少はさらに加速しました。近年は、社会増減の状況等は震災前に戻りつつありますが、人口減少は進行しており、令和4年9月30日現在の人口は57,467人となっています。

年齢別人口を人口ピラミッドで見ると、男女ともに45歳未満の人口に比べて、45歳以上の人口が多く、かつ70～74歳が最も多くなっています。また、85歳以上の男女別では男性の1,275人に比べて、女性は2,695人と男性の2倍以上となっており、女性の長寿化が伺えます。人口ピラミッドの型は、下すぼみのつぼ型になっており、若年層が少なく中高年層が多いことを示しています。

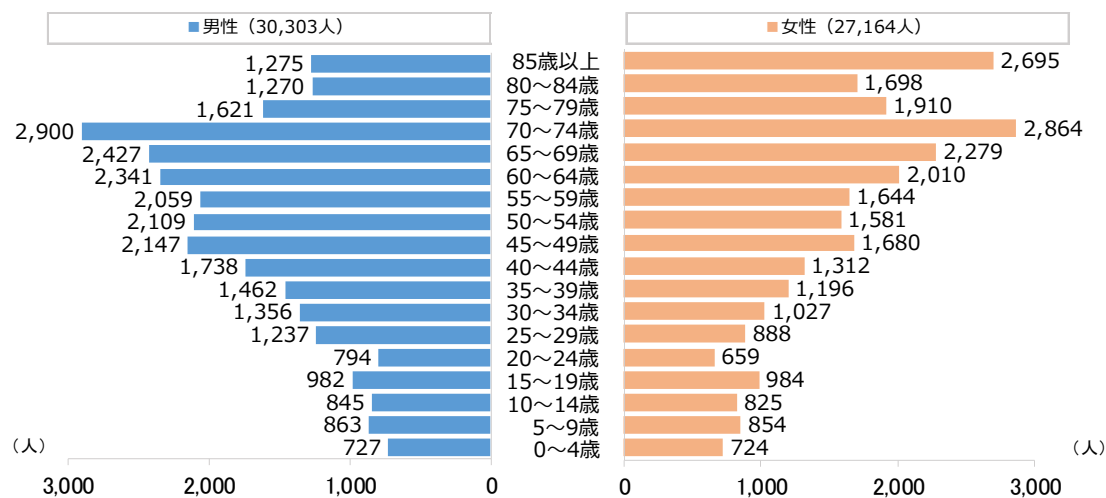
また、本市の人口の推移を、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分別構成比でみると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。令和4年では、年少人口8.8%に対し、老年人口は4倍の38.1%となっています。

【人口推移】



資料：H12～R2は国勢調査、R4は福島県現住人口調査結果

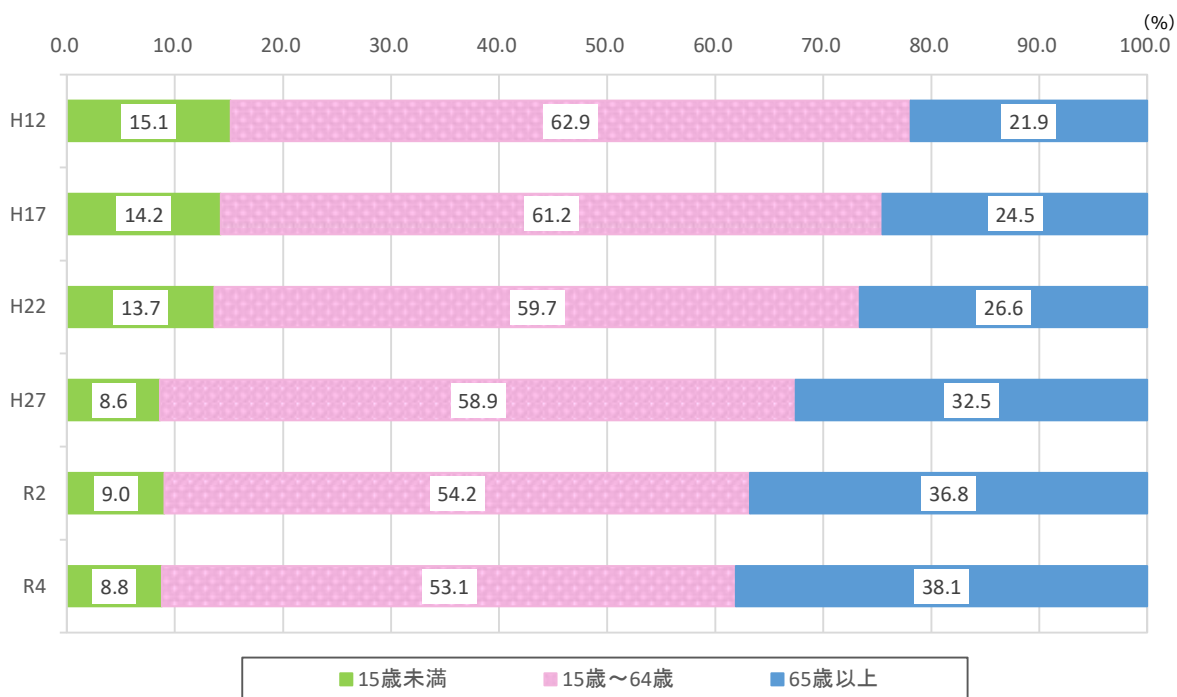
【人口ピラミッド】



*人口総数には「不詳」を含むため、合計しても総数に一致しません

資料：福島県現住人口調査結果/令和4年

【年齢3区分別人口構成比の推移】



*年齢3区分人口の構成比は、分母から「不詳」を除いて算出しています。

資料：H12～R2は国勢調査、R4は福島県現住人口調査結果

(2) 人口動態

平成 23 年から令和 4 年の人口の増減率をみると、県はマイナス 11.83%であるのに対して、相双管内はマイナス 42.14%となり、本市はマイナス 19.15%となっています。

【人口動態】

(平成 23 年 3 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日)

(単位：人、%)

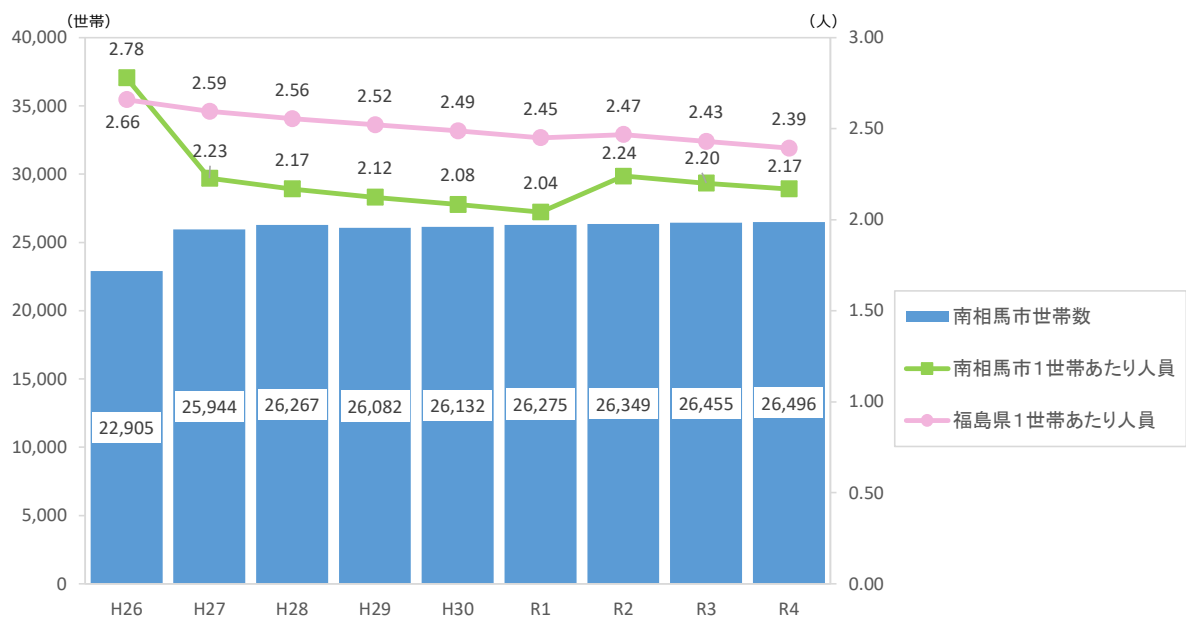
地域	人口	人口	人口増減		自然動態			社会動態		
	R5.1.1 (A)	H23.3.1 (B)	(A - B)	増減率	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
福 島 県	1,784,936	2,024,401	△239,465	△ 11.83	152,790	292,265	△139,475	653,616	750,137	△96,521
県北管内	455,408	495,867	△40,459	△ 8.16	36,102	70,396	△34,294	169,411	186,680	△17,269
県中管内	509,427	551,169	△41,742	△ 7.57	44,743	70,485	△25,742	194,415	216,254	△21,839
県南管内	135,513	149,694	△14,181	△ 9.47	12,061	21,015	△8,954	56,031	61,836	△5,805
会津管内	223,892	261,034	△37,142	△ 14.23	18,870	44,652	△25,782	80,588	93,394	△12,806
南会津管内	22,830	29,712	△6,882	△ 23.16	1,457	5,987	△4,530	8,495	11,069	△2,574
相双管内	113,096	195,462	△82,366	△ 42.14	13,017	28,969	△15,952	55,665	77,865	△22,200
南相馬市	57,206	70,752	△13,546	△ 19.15	4,115	10,563	△6,448	23,576	31,422	△7,846
いわき管内	324,770	341,463	△16,693	△ 4.89	26,540	50,761	△24,221	89,011	103,039	△14,028

資料：福島県現住人口調査結果/令和 4 年

(3) 世帯数及び 1 世帯あたり人員

世帯数は、平成 27 年以降は大きな変動はみられず、令和 4 年では 26,496 世帯となっています。人口を世帯数で割った 1 世帯あたり人員は、平成 27 年以降県を下回っており、令和 4 年は県が 2.39 人に対し、本市は 2.17 人となっています。

【世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移】



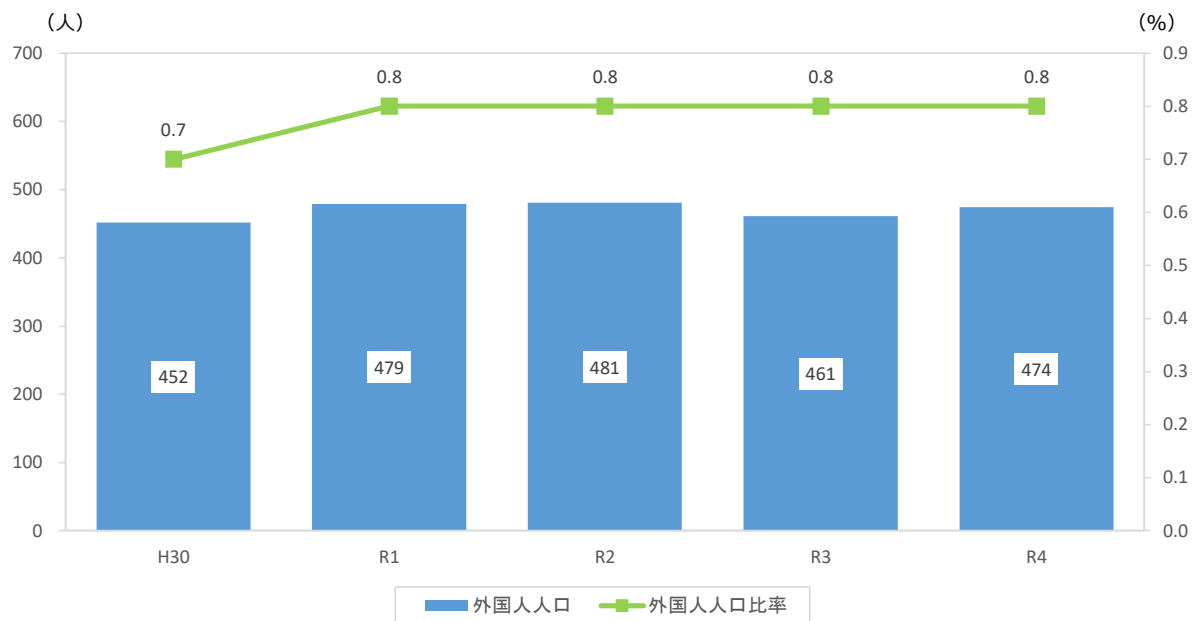
* 上記データは、直近の国政調査による人口及び世帯数を基数とし、これに毎月、住民基本台帳による出生者の数、死亡者の数、転入者の数、転出者の数及び世帯数の増減を加減することにより推計を行っています。

資料：福島県現住人口調査年報 令和 4 年版

(4) 外国人人口の推移

本市の外国人人口に大きな変動はみられず、令和4年は474人で、総人口に占める割合は0.8%となっています。

【外国人人口の推移】



資料：住民基本台帳

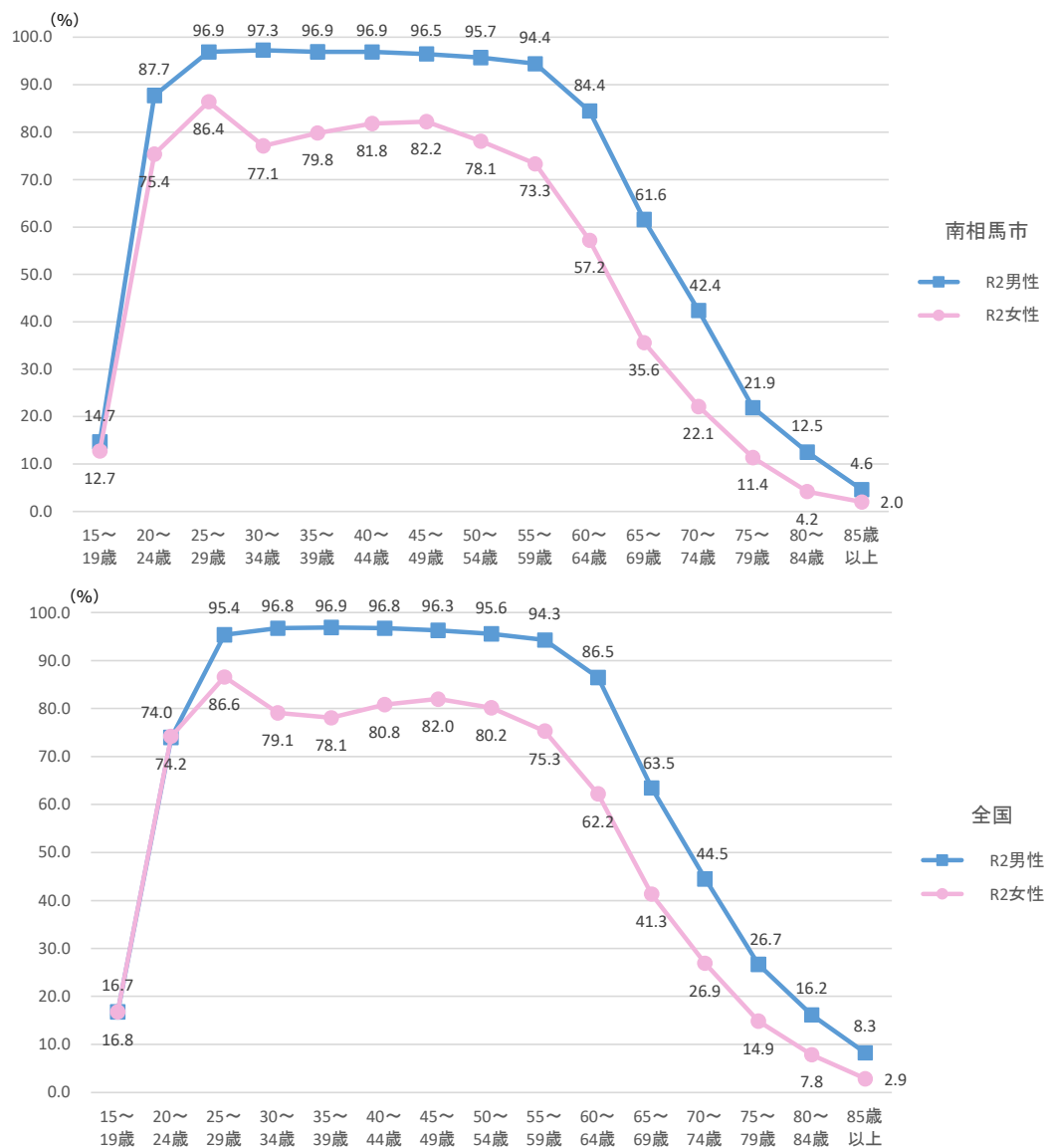
2. 南相馬市における男女共同参画の状況

(1) 就業状況

令和2年の国勢調査によると、本市の労働力率は、全体的に女性が男性よりも低くなっています。また、男性は「25～29歳」から「55～59歳」にかけて、労働力率が90%台で概ね横這いとなっていますが、女性は「30～34歳」で70%台に低下し、その後「40～44歳」で80%台に回復しています。その後「50～54歳」以降低くなっています。

全国と比較すると、本市の男性の労働力率は全国と同様に台形に近い形となっています。女性は、全国と同様に「25～29歳」から「30～34歳」にかけて、労働力率が低下するM字カーブ※を描いています。

【労働力率】



資料：国勢調査／令和2年

※M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

(2) 女性の参画状況

本市の女性委員を含む審議会等の割合は、令和4年度は72.2%で平成30年度よりも低下し、また、県の平均値を下回っています。委員数の状況をみると、令和4年度は26.8%で平成30年度よりも低下していますが、県の平均値を上回っています。

また、市議会に占める女性議員の割合は、令和4年度は4.5%で平成30年度よりも低下しています。本市の女性管理職等の状況は、令和4年度は19.4%で平成30年度よりも上昇し、県の平均値を上回っています。

町内会長（南相馬市は行政区長）に占める女性の割合は、令和4年度は2.2%で平成30年度よりも上昇していますが、県の平均値を下回っています。

PTA会長に占める女性の割合も、令和4年度は8.7%で平成30年度の5.6%から3.1ポイント上昇したものの、県の平均値を下回っています。

年	審議会等に占める女性委員の割合						市議会議員に占める女性議員の割合			係長職以上に占める女性職員の割合			町内会長に占める女性の割合			PTA会長に占める女性の割合		
	審議会等数(件)	審議会等数(件)	審議会等数(件)	女性委員を含む審議会等の割合(%)	委員数(人)	女性委員数(人)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	管理職総数	女性職員数	女性比率(%)	町内会長数(人)	町内会長数(人)	女性比率(%)	PTA会長数(人)	PTA会長数(人)	女性比率(%)
H30	27	23	85.1	318	91	28.6	21	2	9.5	191	21	11.0	179	1	0.6	18	1	5.6
R4	36	26	72.2	377	101	26.8	22	1	4.5	103	20	19.4	180	4	2.2	23	2	8.7
(参照) H30年福島県の平均値			80.0			24.3			7.8			21.1			2.8			15.2
(参照) R4年福島県の平均値			75.6			23.4			9.0			13.7			3.3			15.3

資料：H30 内閣府男女共同参画推進課（PTA会長に占める女性の割合のみ、福島県男女共同参画推進状況年次報告書）

R4 審議会等に占める女性委員、市議会議員に占める女性議員の割合：生涯学習課資料

係長職以上に占める女性職員、町内会長に占める女性、PTA会長に占める女性の割合：福島県男女共同参画推進状況年次報告書

3. 男女共同参画に関する市民の意識（アンケート調査に基づく現状）

男女共同参画に関する市民の意識と実態などを把握し、男女共同参画施策推進の参考資料とするため、男女共同参画に関する調査を実施しました。回収状況は以下のとおりです。

調査期間	・ 令和5年6月2日～6月20日
調査対象	・ 無作為に抽出した満18歳以上の市民 1,000名
調査方法	・ 郵送による配布・郵送回収とWEB回収併用
回収票数	・ 414件（回収率41.4%）

(1) 男女の地位の平等感について

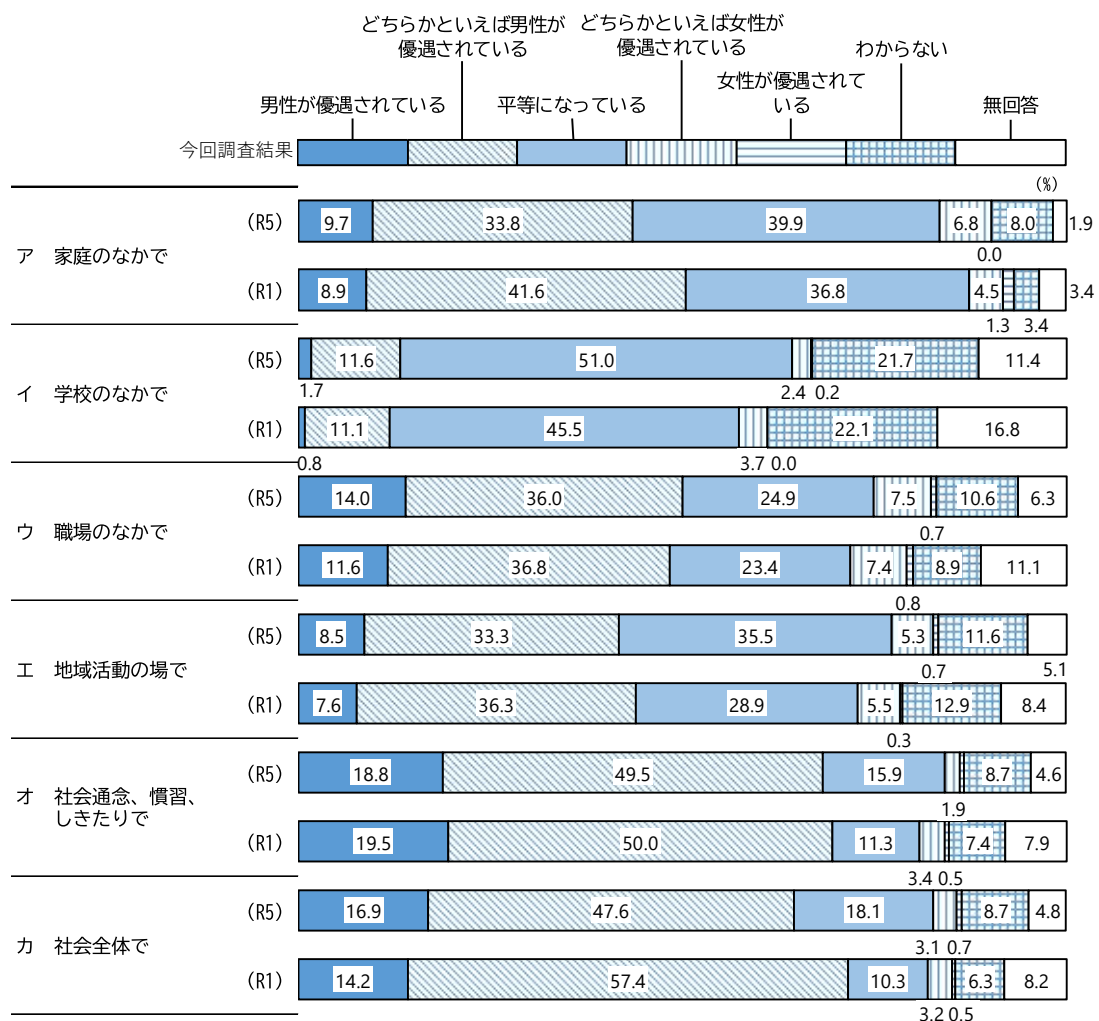
各分野における男女の地位の平等感について、多くの分野において、平等よりも男性優遇と考えられている割合が依然として高くなっている状況です。

アンケート結果によると、「平等になっている」が最も高いのは「イ 学校のなかで」(51.0%)であり、次に「ア 家庭のなかで」(39.9%)となっています。前回調査と比較すると、全ての項目において「平等になっている」は上昇していますが、「イ 学校のなかで」及び「ウ 職場のなかで」については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が増加しています。

なお、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計は、「オ 社会通念、慣習、しきたりで」(68.3%)、「カ 社会全体で」(64.5%)で、60%を超えており、これらの分野は男性優位であると感じている人が多いことがわかります。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりの固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図り、男女共同参画の意識づくりを推進していく必要があります。

【男女の地位の平等感】



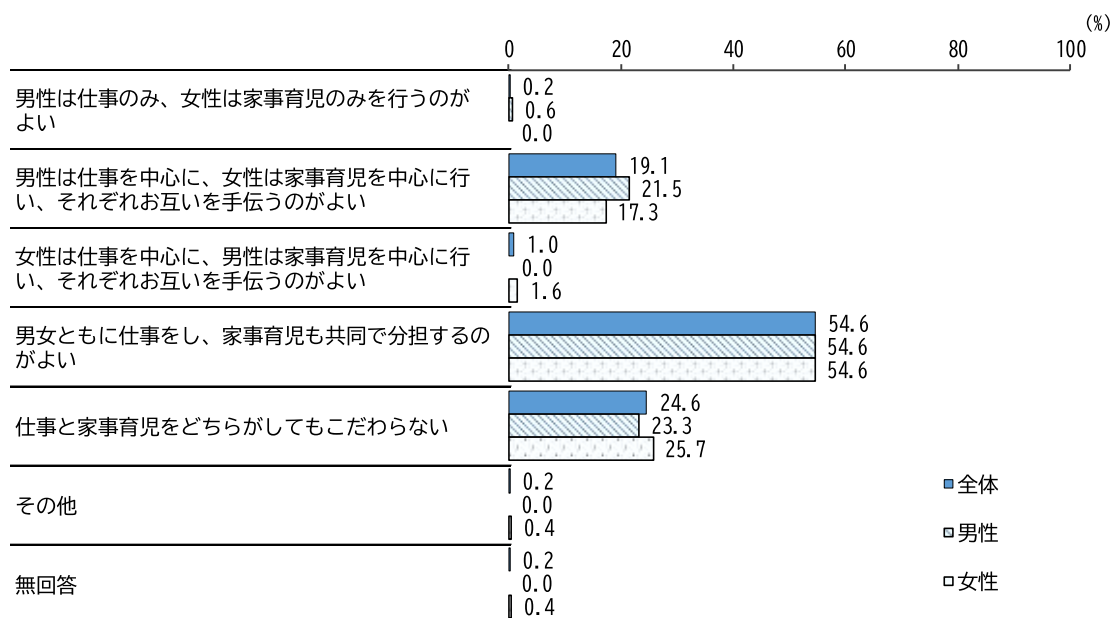
(2) 男女の役割分担について

男女共同参画社会の推進のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人の考え方や行動が尊重されることが重要となります。

アンケート結果によると、男女の役割分担について、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」(54.6%)が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「男性は仕事を中心に、女性は家事育児を中心に行い、それぞれお互いを手伝うのがよい」が15.6ポイント減少し、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」が14.6ポイント増加していることから、性別にとらわれずに役割を分担する意識づくりが進んでいると思われます。

今後においても、固定的な性別役割分担意識の解消を啓発しながら、男女がともに、仕事や家庭生活を両立できる環境づくりに取り組む必要があります。

【男女の役割分担について】



【男女の役割分担について(経年比較)】※上位3位

	(%)	
	R1	R5
男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい	40.0	54.6
仕事と家事育児をどちらがしてもこだわらない	22.6	24.6
男性は仕事を中心に、女性は家事育児を中心に行い、それぞれお互いを手伝うのがよい	34.7	19.1

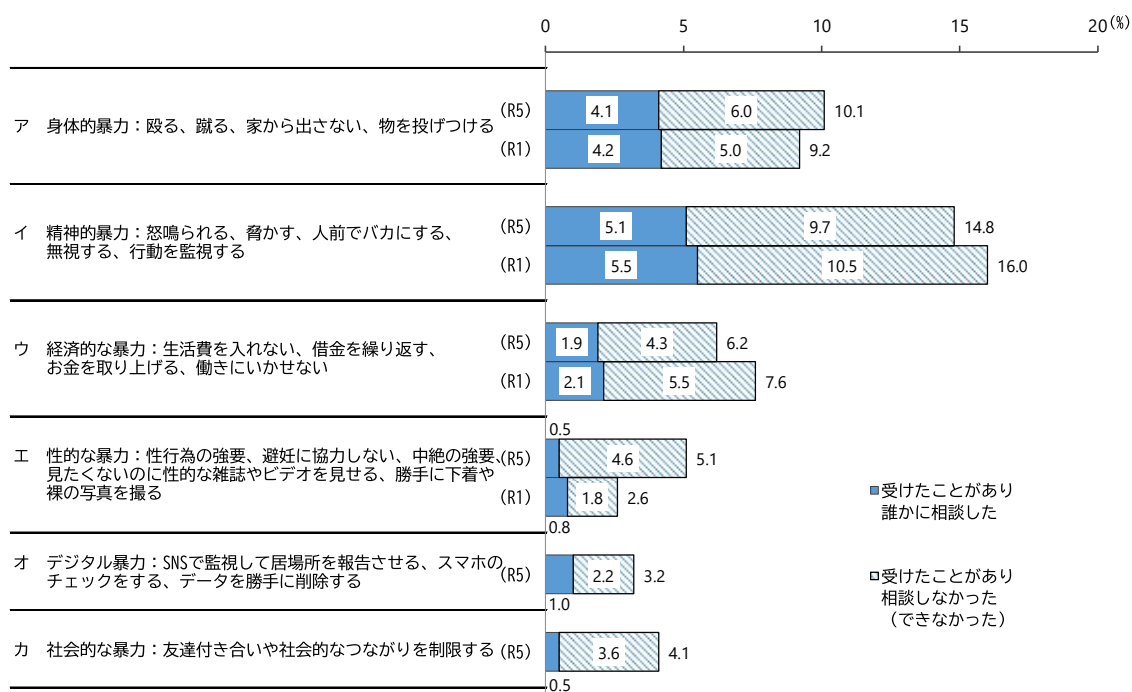
(3) DV 行為を受けた経験について

性別に関わらず、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、本市においても、配偶者や交際相手からの暴力を根絶するため、専門窓口の案内に努めてきましたが、DV に関する相談は年間を通して発生しており、依然として解決すべき課題となっています。

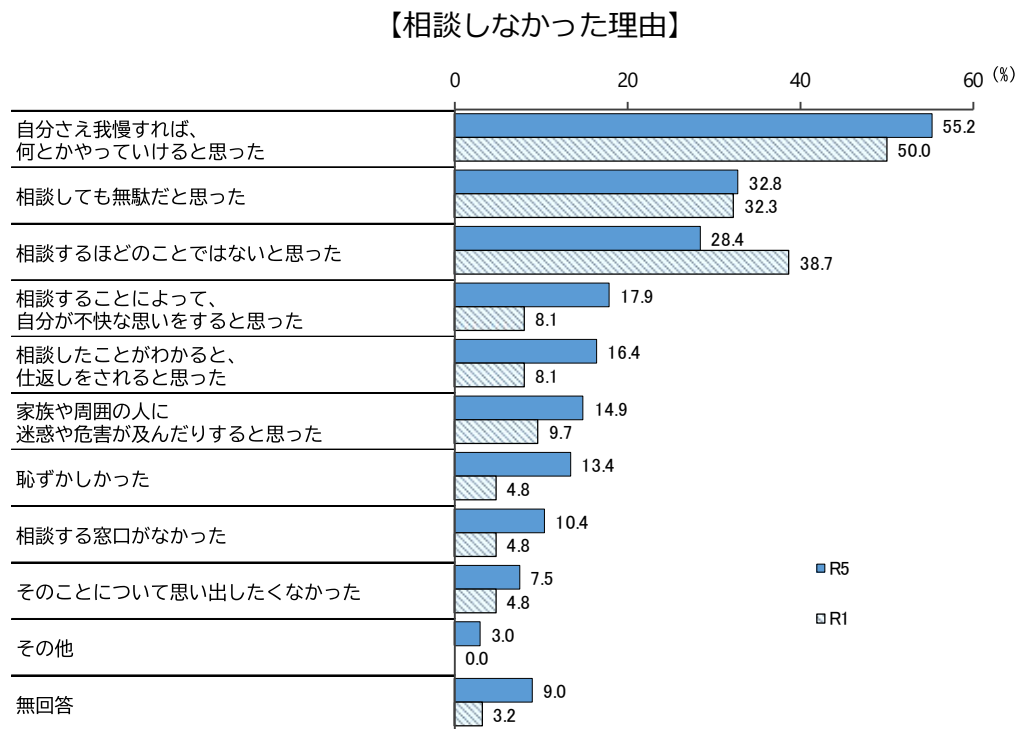
アンケート結果によると、DV 行為を受けた経験については、「イ 精神的暴力：怒鳴られる、脅かす、人前でバカにする、無視する、行動を監視する」が最も高く、「受けたことがある/誰かに相談した」及び「受けたことがある/相談しなかった（できなかった）」を合計すると、14.8%となっています。前回調査と比較すると、「イ 精神的暴力」、「ウ 経済的な暴力」は減少しましたが、「ア 身体的暴力」、「エ 性的な暴力」は増加しています。

誰かに相談をしなかった理由では、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った」（55.2%）が最も高く、次に「相談しても無駄だと思った」（32.8%）となっています。前回調査と比較すると、「相談するほどのことではないと思った」が10%減少している一方、「相談することによって、自分が不快な思いをと思った」、「相談したことがわかると、仕返しをされると思った」が特に増加していることから、相談者に寄り添った相談体制を確立するとともに、相談窓口の周知に努め、相談に結び付ける必要があります。

【DV 行為を受けた経験】



※前回調査（R1）と比較可能な選択肢のみ経年比較をしています。

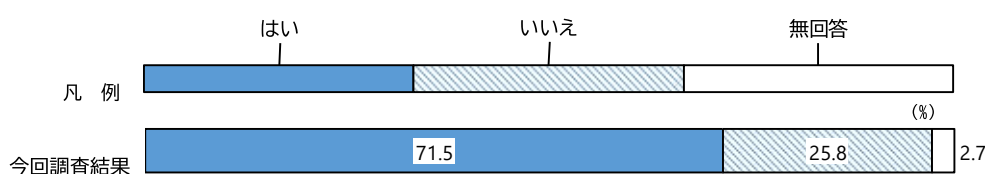


（４）性的マイノリティという言葉の認知度について

性的マイノリティ（LGBT）の人は、不当な差別や、固定的な性別役割分担意識などから、複合的な困難を抱えている場合があります。性的マイノリティについては、アンケート回答において 71.5%の方が言葉を認知し、認知をしていない方は 25.8%となっています。

市民一人ひとりが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、性的マイノリティとその人権について今後も認知度を高めるとともに、理解を醸成していく必要があります。

【性的マイノリティという言葉の認知度】



（５）SDGs について

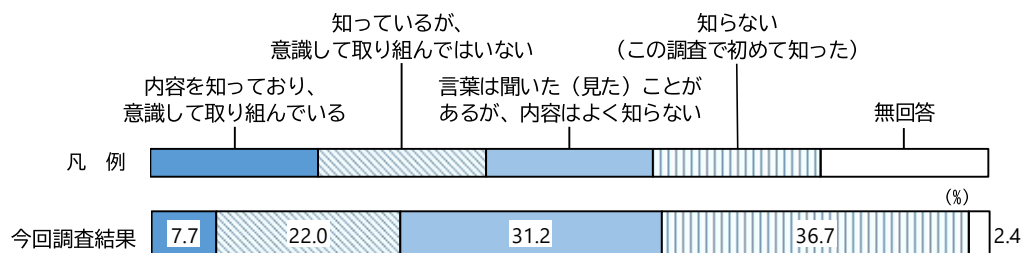
本市では、「南相馬市第三次総合計画」の基本計画の中で、SDGs を施策と関連づけて進捗管理を行っています。「ジェンダー平等を実現しよう」は SDGs における目標の 1 つとして設定されていますが、その内容を知らない方も多い現状です。

アンケート結果によると、SDGs の「ジェンダー平等を実現しよう」の認知度については、「内容を知っており、意識して取り組んでいる」と「知っているが、意識して取り組んでいない」を合わせた、認知している割合は 29.7%となっています。

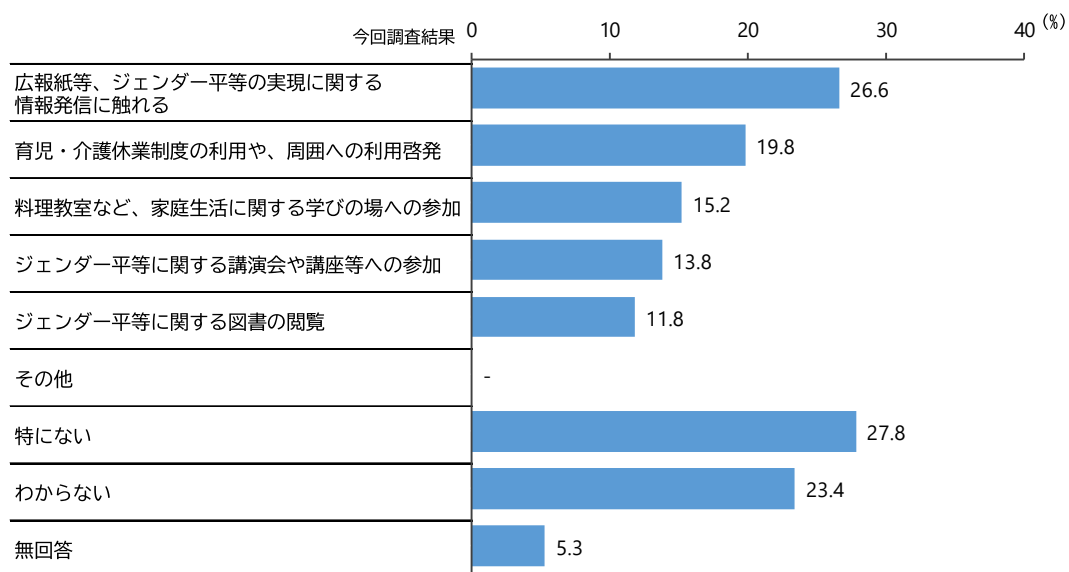
また、「ジェンダー平等の実現を推進するために、参加したい・取り組みたいこと」については、「広報紙等、ジェンダー平等の実現に関する情報発信に触れる」、「育児・介護休業制度の利用や、周囲への利用啓発」などが多く挙げられている一方、「特にない」「わからない」の回答が合わせて 5 割となっています。

この結果から、SDGs において「ジェンダー平等を実現しよう」が目標の 1 つに掲げられていることを知らない方が多く、このことが、ジェンダー平等の実現に向けた市民の参加・取り組みが広がらないことにつながることから、各種媒体を活用した情報発信や普及啓発を推進する必要があります。

【「ジェンダー平等を実現しよう」の認知度】



【「ジェンダー平等の実現」を推進するために、参加したい・取り組みたいこと】



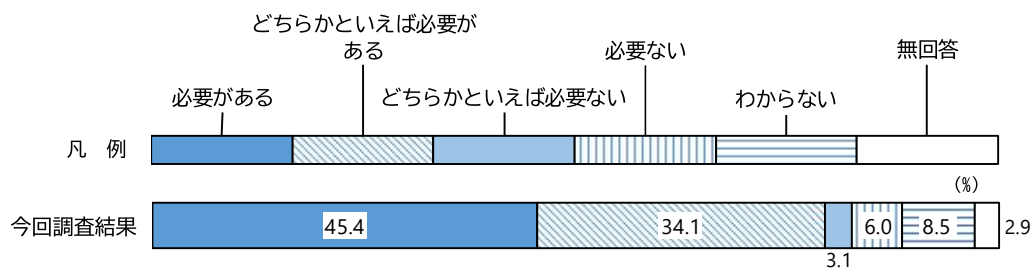
(6) 防災分野における男女共同参画について

防災・災害対策において、様々な支援ニーズに対応していくためには、『女性だけ、男性だけ』ではなく、多様な視点から対策を行うことが求められます。

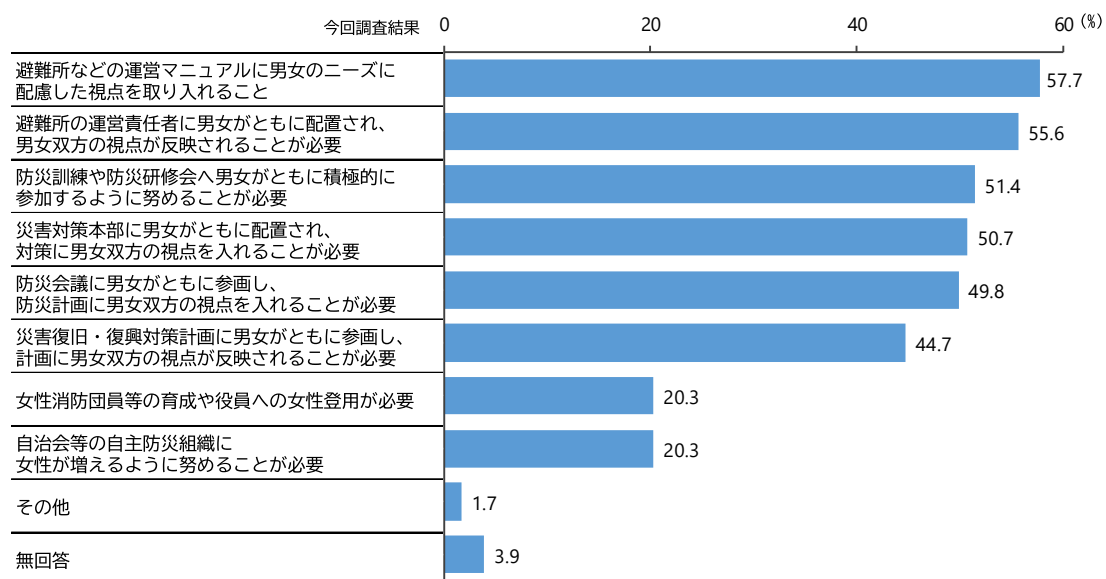
アンケート結果によると、防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要かどうかについては、「必要がある」と「どちらかといえば必要がある」を合わせた割合が79.5%となっています。

また、防災・災害対策において、男女共同参画を推進していくために必要なことについては、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れること」(57.7%)、「避難所の運営責任者に男女がともに配置され、男女双方の視点が反映されることが必要」(55.6%)、「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めることが必要」(51.4%)などが多く挙げられており、防災・災害対策においても、男女共同参画を推進していくために、男女のニーズに配慮した視点や男女双方の視点などが必要とされています。

【防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要か】



【防災・災害対策において、男女共同参画を推進していくために必要なこと】



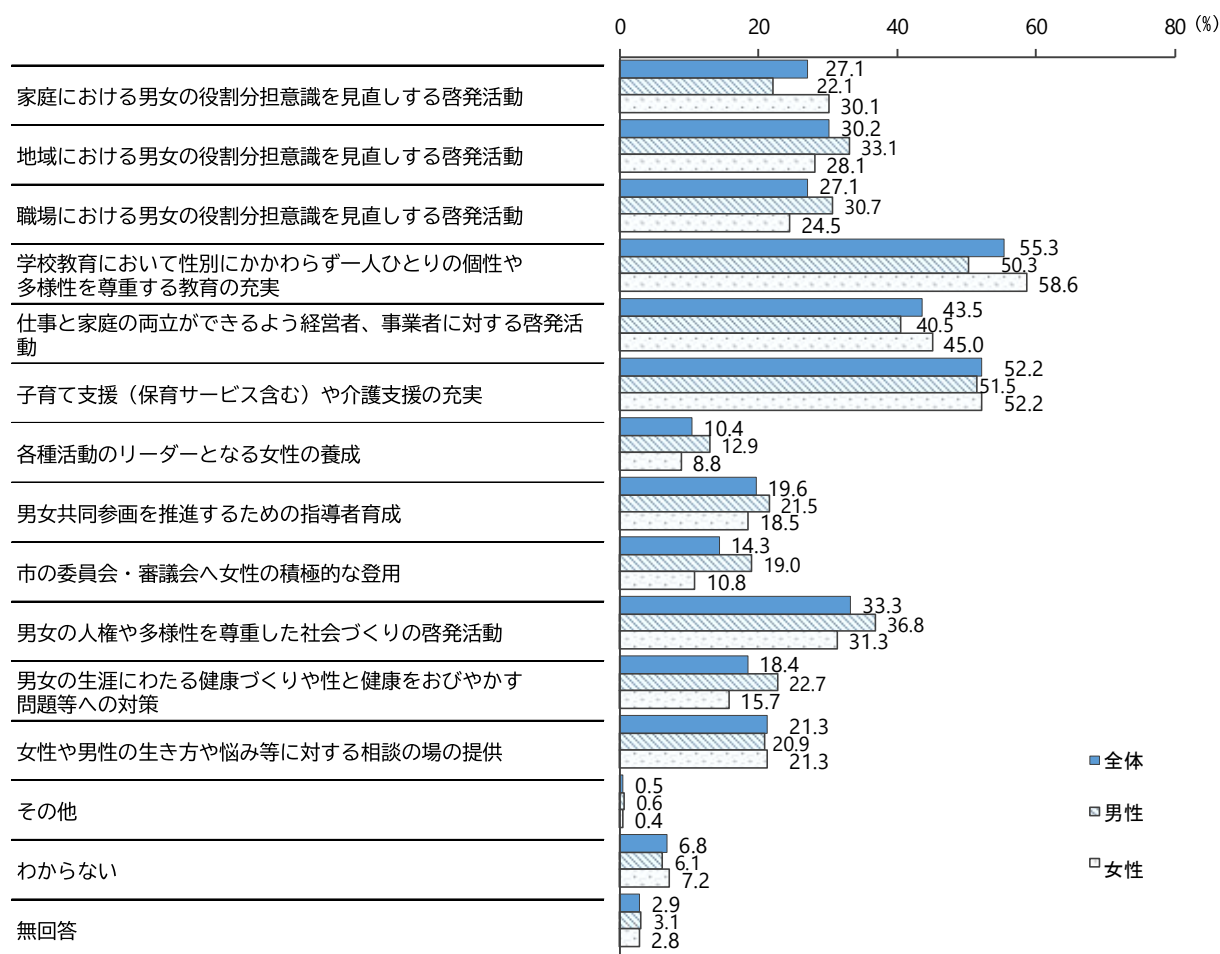
(7) 男女共同参画社会に向けて市が特に力を入れて取り組むべきこと

男女共同参画社会の形成に向けては、教育の充実や子育て・介護支援、各分野における啓発活動など、行政としても取り組むべき課題が多くあります。

アンケート結果によると、男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきことは、男性は「子育て支援（保育サービス含む）や介護支援の充実」が51.5%で最も高く、女性では「学校教育において性別に関わらず一人ひとりの個性や多様性を尊重する教育の充実」が58.6%となっています。前回調査と比較すると、「子育て支援（保育サービス含む）」や「家庭における男女の役割分担意識を見直しする啓発活動」などが減少する一方、「学校教育において性別にかかわらず一人ひとりの個性や多様性を尊重する教育の充実」や、「男女の人権や多様性を尊重した社会づくりの啓発活動」がわずかに増加しています。（資料編 P101 図表1 参照）

男女共同参画を推進するため、行政の方針決定過程への女性の登用等を進めるとともに、男女共同参画の取組が市全体として行われていくよう、情報の提供や必要な支援の提供に努めていくことが必要となります。

【男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきこと】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画の推進にあたっては、全ての人が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指していくものとなります。

また、令和5年3月に策定された「南相馬市第三次総合計画」においては、「ジェンダー平等社会の推進」を施策としており、人権を尊重し合いながら、あらゆる人々がのびのびと能力を発揮できるジェンダー平等社会づくりに向け、施策を展開していく必要があります。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を「全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく発揮できるまち」とし、本計画における男女共同参画の目指す姿とします。

**全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく
発揮できるまち**

2. 基本目標

基本理念に基づき推進する施策は、次の5つを基本目標とします。

- I 人権尊重とジェンダー平等社会の推進
- II 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- III 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進（女性活躍推進）
- IV 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）
- V 復興・防災における男女共同参画の推進

3. 基本目標の達成に向けた基本姿勢

基本目標を達成するため、本計画においては、「まちづくりの基本姿勢」である「つなぐ」「よりそう」「いどむ」を次のとおり実践し、ジェンダー平等社会の実現を推進していきます。

●次世代へ明るい未来をつなぐ

性別による差別防止への理解促進を啓発し、全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく発揮できるジェンダー平等社会を推進し、次世代へ明るい未来をつないでいきます。

●多様な方々によりそう

全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を自分らしく発揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、多様な方々によりそいます。

●ジェンダー平等社会の実現にいどむ

あらゆる分野において男女共同参画の視点を推進し、誰一人取り残さないジェンダー平等社会の実現にいどみます。

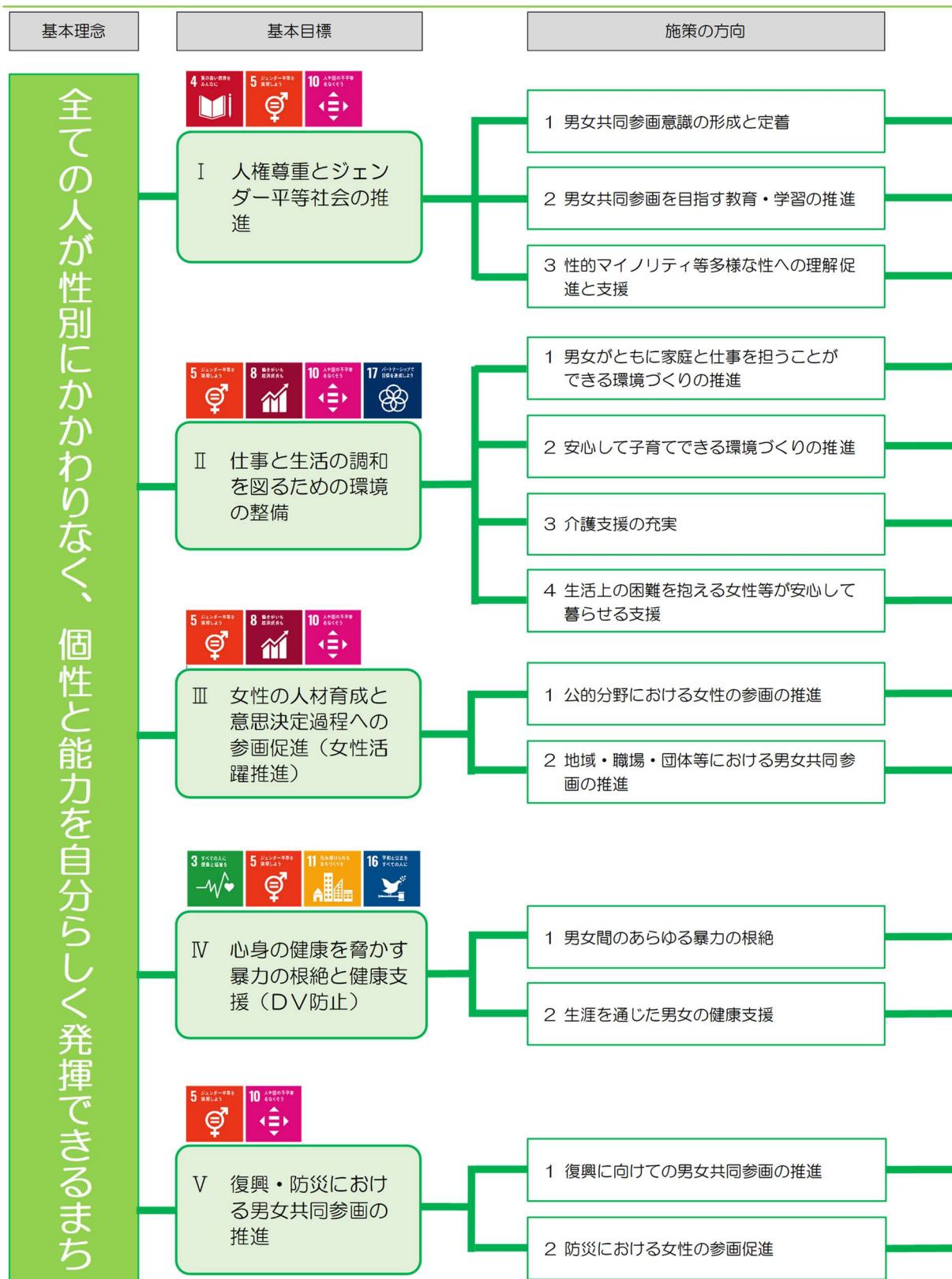
4. 計画の性格

本計画は、本市が男女共同参画を推進するための方向性を示し、主要な施策について体系化したものです。

なお、国の「SDGs 実施指針」において、「地方自治体において、様々な計画に SDGs の要素を反映すること」とされていることを踏まえ、基本目標ごとに、関連する SDGs の主な目標を示すものとします。

第4章 計画の内容

施策体系



施策
(1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
(1) 学校等における教育の推進 (2) 地域における男女共同参画学習の推進
(1) 性に関する教育・啓発の充実
(1) 就労環境の整備の促進 (2) 育児・介護休暇取得の促進 (3) 地域・家庭への男性参画支援
(1) 子育て支援の充実 (2) 地域における子育て支援の促進
(1) 介護事業・相談体制の充実
(1) 各種相談・支援体制の充実
(1) 審議会等への女性の参画促進
(1) 女性の人材育成 (2) 国際社会における各種取組の推進
(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発
(1) 生涯にわたる心身の健康支援
(1) 復興に関するあらゆる分野での女性等の多様な人材の参画推進
(1) 災害時における男女双方の視点の反映

基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の推進



性別にとらわれず、誰もが社会に参画しやすい環境を整えることで、性別役割分担の固定化や性差別を解消し、人権尊重や男女共同参画の意識を育てる環境づくりを目指します。

成果指標

成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
人権啓発活動	年2回 (各区ごと開催) (令和5年3月31日現在)	年2回	市民課
男女共同参画に関する 講演会・学習会の開催	年2回 (令和5年3月31日現在)	年3回	生涯学習課
道徳（人権）教育	全校実施 (令和5年3月31日現在)	全校実施	学校教育課
命や性に関する教育	全校実施 (令和5年3月31日現在)	全校実施	学校教育課
生涯学習講座の開催	9施設／225回 開催 (令和5年3月31日現在)	9施設／250回 開催	生涯学習課
思春期保健教室	全校実施 (令和5年3月31日現在)	全校実施	こども家庭課

施策の方向1 男女共同参画意識の形成と定着

現状と課題

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、男女共同参画の取組の進展が未だ十分でない要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることが挙げられています。

本市の男女共同参画に関するアンケート調査では、男女の役割分担については、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」が最も高くなっており、前回調査と比較すると、「男性は仕事を中心に、女性は家事育児を中心に行い、それぞれお互いを手伝うのがよい」が減少し、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」が増加していることから、性別にとらわれずに役割を分担する意識づくりが進んでいると考えられます。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、今後においても、男女共同参画の意識づくりを推進していく必要があります。

施策（１）男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

あらゆる場において、未だ残る固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、あらゆる世代に学習機会の提供などを通じて男女共同参画への意識啓発を推進します。

施策・事業	事業内容	担当課
人権教育の充実	令和５年７月に制定した「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」により、人権尊重に関する人権教育や人権啓発の推進に努めます。	市民課
人権擁護委員による人権啓発活動の実施	人権尊重思想の普及高揚を図るため、相馬野馬追祭や各地区文化祭などで、地域に密着した人権啓発活動を実施します。	
男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	若年層から高齢層を含む幅広い層に向けて、男女共同参画に関する市民の知識や理解が深まるよう、講演会・講座等の開催を継続します。また、出前講座に「男女共同参画」を加え、市民にわかりやすく説明します。	生涯学習課
男女共同参画に関する情報紙の発行	多くの市民の方が、男女共同参画に関する知識や理解を深めることができるよう、市民参画による情報紙を発行します。	生涯学習課
広報みなみそうま、ホームページ等による男女共同参画の広報活動の充実	市が発行する広報紙やホームページ等の表現は、市民の意識に影響を与えることを認識し、男女共同参画の視点に立った広報や公文書の作成を徹底するように努めるとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代層に男女共同参画の情報を提供し意識醸成を図ります。	全庁

施策の方向2 男女共同参画を目指す教育・学習の推進

現状と課題

全ての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえることができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進を図るとともに、地域や職場等での自発的学習活動への支援を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成が重要です。

男女共同参画に関するアンケート調査では、男女平等の社会実現のために、学校教育の場で力を入れるとよいことでは、男女ともに「人権を尊重した教育」が最も高くなっています。児童・生徒が自分と違う考え方や価値観など、多様性について理解し、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、学校・地域・家庭における教育や各種情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点をもって、男女共同参画の重要性を訴え、意識の醸成と実践の拡大を図る必要があります。(資料編 P101 図表2 参照)

また、子どもたちだけではなく、あらゆる世代が生涯を通して男女共同参画の学習に取り組めるよう、各種講座等による学習機会を提供していくことも重要となります。

施策(1) 学校等における教育の推進

男女平等の意識を育てるため、家庭・学校教育全体を通じて男女共同参画の視点に立った教育を推進します。アンケート調査において、男女共同参画社会に向けて市が特に力を入れて取り組むべきことでは、「学校教育において性別にかかわらず一人ひとりの個性や多様性を尊重する教育の充実」が最も多く、市民の期待が高い事項であることから、さらなる充実に努めます。

施策・事業	事業の内容	担当課
道徳(人権)教育の充実	道徳科の授業を要として、教育活動全体を通して、相手の立場や考えを理解した上で、思いやりある行動をとることの大切さについて、考える機会の充実に図り、一人ひとりの個性を尊重する教育を推進します。	学校教育課
キャリア教育の充実	児童・生徒の多様な価値観への理解醸成を図り、キャリア形成に資するために、職業体験、企業見学など多様なプログラムを提供・実施します。	学校教育課
教職員への意識啓発	男女共同参画に関する通知や通達、研修会や講演会などの情報提供を積極的に進めていきます。	学校教育課
学習のための資料提供	男女共同参画についての資料を収集・提供し学習することを支援します。	中央図書館 学校教育課

施策・事業	事業の内容	担当課
思春期保健事業	小・中学生を対象に、命の大切さを理解し自他を大切にする行動がとれるよう、学校と連携し正しい知識普及のため思春期保健教室を実施します。	こども家庭課
命や性に関する指導	こども家庭課の協力を得ながら、体育科の保健の学習を中心に、命の大切さや心身の成長・発達について、発達段階に応じた指導を行います。	学校教育課

施策（２）地域における男女共同参画学習の推進

家庭や地域において、あらゆる世代が生涯を通して、さらなる男女共同参画を促進する学習機会を提供します。

施策・事業	事業の内容	担当課
生涯学習講座の開催	あらゆる年齢層の方が参加できる生涯学習講座を開催します。	生涯学習課
女性学級の開催	ジェンダー・ギャップが大きい現状において、特に女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する学習機会を充実させます。	
中学生職場体験の実施	将来子どもたちが社会人、職業人として自立していくため、一人ひとりの職業意識の形成と高揚を図ります。また、中学生職場体験を実施し、中学生が要望している受入事業所数を増やすことで職場体験の環境を整え、地域で若者を育ていく意識の醸成を目指します。	学校教育課 生涯学習課

施策の方向3 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

現状と課題

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT 理解増進法」が施行され、性の多様性に関する理解促進は昨今の重要なテーマとなっています。

本市では、令和5年7月に「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定し、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念の1つとして、「性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない」ことを定めています。

男女共同参画に関するアンケート調査では、性的マイノリティ（LGBT等）の認知度は7割を超えています。今後、男女の性別だけでなく、性的マイノリティを含む全ての人の問題として、ジェンダーに基づく偏見や不平等の解消を図るなど、誰一人取り残さない安心して暮らせる社会の実現が求められています。

講座やセミナーの実施等を通して、性の多様性について啓発するとともに、相談窓口の周知にも努めていく必要があります。

施策（１）性に関する教育・啓発の充実

性的指向、性自認※など、多様性を理解し合い、一人ひとりの人権が尊重されるよう広く性の多様性に関する啓発活動を行います。

施策・事業	事業の内容	担当課
人権教育の充実	多様性を尊重する社会※を目指して、性的マイノリティの人々への理解を促進できるよう周知啓発をし、相談・支援体制の構築に努めます。	生涯学習課
	令和５年７月に制定した「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」により、人権尊重に関する人権教育や人権啓発の推進に努めます。	市民課 (再掲)
	性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、思春期保健教室の開催や相談窓口の案内などを行います。	こども家庭課
学校教育を通じた意識の啓発	体育科や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて、正しい性の理解、人権を尊重した適切な行動などがとれるよう、外部機関との連携を図りながら計画的に指導していきます。	学校教育課

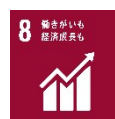
※性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

※多様性を尊重する社会（多様性社会）

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備



「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「個人の生活」との調和を図り、その両方を充実させる環境づくりを目指します。

成果指標

成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	35.5% (令和5年6月30日現在)	40.4%	生涯学習課
男性の出産補助休暇取得率（市職員）	50.0% (令和5年3月31日現在)	100.0%	総務課
男性の育児参加のための休暇取得率（市職員）	28.6% (令和5年3月31日現在)	100.0%	総務課
男性の育児参加のための休暇取得率（雇用保険対象者）	14.4% (令和5年3月31日現在)	80.0% (令和8年度目標)	こども家庭課
保育所入所児童待機児童数	0人 (令和4年4月1日現在)	0人	こども育成課
放課後児童クラブ待機児童数	0人 (令和4年4月1日現在)	0人	こども家庭課
ファミリーサポートセンターの登録会員数	134人 (令和5年3月31日現在)	180人	こども家庭課
子育て応援基金助成団体数	10件 (令和5年3月31日現在)	15件	こども家庭課
家族介護教室への参加者数	188人 (令和5年3月31日現在)	400人	長寿福祉課
週一サロンを実施する地域数	29か所 (令和5年3月31日現在)	45か所	長寿福祉課
生活困窮者新規相談件数	253件 (令和5年3月31日現在)	184件	社会福祉課

施策の方向 1 男女がともに家庭と仕事を担うことができる環境づくりの推進

現状と課題

女性の社会進出の推進により、仕事をしている女性が多くなりましたが、女性が家事・育児・介護で多くの負担を担っている現状にあります。

男女共同参画に関するアンケート調査では、「家庭」「仕事」「個人の生活」のバランスでは、男女ともに「『仕事』と『家庭』をともに優先している」の割合が最も高くなっていますが、女性では「『家庭』を優先している」の割合が、男性に比べ高く、また、「『仕事』と『家庭』をともに優先している」の割合と同水準となっています。（資料編 P102 図表 3 参照）

令和 4 年の育児休業法改正により、男性の育児休業等の取得促進と育児参画が求められており、家庭内の固定的性別役割分担※意識の解消により、男性の育児への意欲の高まりや、仕事の効率化の意欲等への効果が期待されています。

それには、一人ひとりの希望や状況に応じて、仕事と家庭生活のバランスを調整できる環境や、育児・介護休業を取得しやすい制度や環境を整備していく必要があります。

また、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症は、その拡大防止策として ICT 活用の急速な進展によるテレワーク※の導入が進むなど、働き方と暮らし方に変化をもたらしています。多様な就業形態を推進し、男女がともに、仕事と家庭生活又は地域活動などが両立できるワーク・ライフ・バランスを実現する環境づくりが必要です。

施策（１）就労環境の整備の促進

働きやすい職場環境づくりを目的とした支援制度等の認知度を向上していきます。

施策・事業	事業の内容	担当課
労働関係法令の遵守促進	労務管理研修実施に係る補助など働きやすい職場環境づくりを目的とした支援制度等について、市内事業者に周知を図り、活用を促進していきます。	商工労政課
家族経営協定※の推進	農業経営に係る家族経営協定制度的周知及び農業現場における働きやすい環境づくりを促進します。	農政課

※固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※テレワーク

情報通信技術（ICT＝Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

施策（２）育児・介護休暇取得の促進

男女が家事・育児等と仕事を両立することができる環境の整備を促進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
男性の育児・介護休暇取得の啓発	男性の育児休業取得推進を目的とした支援制度について、市内事業者へ周知を図り、活用を促進していきます。	商工労政課 こども家庭課
育児・介護休業制度の利用促進	育児・介護休業等取得推進を目的とした支援制度について、市内事業者へ周知を図り、活用を促進していきます。	商工労政課
市職員の育児・介護休業等の取得促進	育児・介護に関する休暇及び制度のさらなる周知を行い、取得促進を図ります。	総務課
育児・介護休業等制度の周知	育児・介護と仕事の両立の促進に向け、育児・介護休業等制度の改正等情報を提供します。	生涯学習課

施策（３）地域・家庭等への男性参画支援

男性の働き方の見直しや家庭参画の推進、地域活動への参画促進のための情報提供・支援を充実します。

施策・事業	事業の内容	担当課
広報・啓発の推進	家庭・地域等への男性の参画が重要であることについて広報・啓発を推進し、家族みんなで考える機会を提供します。	生涯学習課

施策の方向2 安心して子育てできる環境づくりの推進

現状と課題

本市においては、15～64歳の生産年齢人口は減少しており、労働力の不足が今後の課題として見込まれています。本市の生産年齢人口の女性の就業状況をみると、ほぼ70%以上の就業率となっておりますが、25～29歳から30～34歳にかけて労働力率が低下するM字カーブを描いております。これは、結婚や出産・育児による離職が影響しているものと考えられ、こうした子育て期においても、女性が離職せずに働き続けることができる環境づくりが求められています。

また、男女共同参画に関するアンケート調査では、男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきことについて、「子育て支援（保育サービス含む）や介護支援の充実」は男女ともに高くなっており、出産・育児の状況においても、女性が就労を継続できるよう支援体制を整備し、出産・育児を理由に仕事を諦めることがない環境の構築が求められています。

現在、女性が多くを担っている子育てについて、男女が協力して担うことや社会全体で支え合うことができるような環境づくりが必要です。

本市では、母子健康包括支援センターにおいて、妊娠、出産、育児等に関する総合的な支援を行ってきましたが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、児童福祉と母子保健の相談支援の機能を一体的に担う体制整備を図る必要があります。

施策（1）子育て支援の充実

男女がともに協力し子育てするため、子育てを社会全体で支える多様な支援の充実を図ります。

施策・事業	事業の内容	担当課
保育サービス等の充実	多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことで、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。	こども家庭課 こども育成課
子育て応援情報交流の充実	子育てに関する様々な情報を集めたWebサイトにより、子育てに関する様々な情報提供の充実に努めます。	こども家庭課
家庭児童相談の充実	子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターが連携し、特定妊婦、要支援児童、要保護児童及び保護者等への切れ目のない支援の充実を図ります。	

施策・事業	事業の内容	担当課
妊娠、出産、育児等に関する支援体制の充実	妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みの軽減を図るため、母子健康包括支援センターにおいて、総合的な支援を行います。また、乳児家庭全戸訪問事業やマタニティファミリーセミナー等を実施します。	こども家庭課

施策（２）地域における子育て支援の促進

子育て中の方が一人で悩まずに子育てができるよう、子育てを社会全体で支える地域づくりを推進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
子育て援助活動支援の推進 （ファミリーサポートセンター）	地域において育児の支援を受けたい人と提供したい人が会員となり、育児支援について相互援助するファミリーサポートセンター事業を推進します。	こども家庭課
地域の子育てサポート体制の充実	子育て応援基金助成事業や子育て応援情報交流事業の実施により、子育て家庭同士の交流の促進や、子育て支援団体と連携しサポート体制の充実を図ります。	
子育て学習・家庭教育講座等の推進	子どもの基本的な生活習慣や生活能力を学ぶ機会を支援するため、家庭教育支援総合推進事業のさらなる広報に取り組み、小学校が実施する就学児子育て講座や子育てサークル、企業、幼稚園・保育園などが実施する講座に要する経費の一部を負担します。	生涯学習課

施策の方向3 介護支援の充実

現状と課題

本市においても少子高齢化は進行しており、男女が働き続ける上で仕事と介護の両立は大きな課題となっています。

本市で令和5年に実施した在宅介護実態調査では、家族介護者のうち、1年以内に介護を主な理由として離職や転職した家族や親族は約2割となっております。

働き続けたい人が、出産や育児・介護等で離職することがないように、介護をしながら働きやすい環境構築や、家族介護を行う人への理解促進を継続するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

施策（1）介護事業・相談体制の充実

社会全体で、介護負担の軽減や仕事と介護の両立を支援する環境づくりを推進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
介護者の実態把握と分析	家族の介護負担の軽減や、仕事と介護の両立を支援するため、「在宅介護実態調査」を実施し、現状分析を行います。	長寿福祉課
介護者等への支援	介護休業制度の利用促進や、介護相談、家族介護教室、介護保険サービス、福祉サービス等の充実に努めます。	
障がい福祉サービス及び相談支援の充実	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実施により、障がい者やその家族の介護負担の軽減を図るとともに、安心して暮らすことができるよう相談支援の充実に図ります。	社会福祉課

施策の方向4 生活上の困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

現状と課題

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国籍の方の中で、経済的自立が困難であったり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、困難な課題に直面する人が増加しており、特に新型コロナウイルス感染症の発生以降は、その深刻化が懸念されています。

様々な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援事業を通じた支援をはじめ、関係機関と連携し、深刻な状態に至る前に早期の支援を行う必要があります。

あらゆる人が家庭や職場、地域社会で安心して暮らしていけるよう、それぞれの問題に応じた支援が重要となります。令和4年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立したことも踏まえ、女性であるがゆえに直面する様々な問題に対して、適切な支援が受けられるよう包括的な支援体制の整備が必要です。

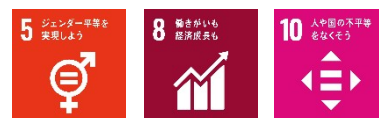
施策（1）各種相談・支援体制の充実

様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

施策・事業	事業の内容	担当課
生活上の困難に直面する人の支援	高齢期の経済的に不安定な人や、障がいのある人、外国人などは、複合的な問題を抱えるケースが多いため、生活困窮者自立支援事業を通じた支援をはじめ、各種相談窓口や、福祉、年金、税金等の手続き窓口などと連携し、深刻な状態に至る前に早期の支援を行えるように努めます。	社会福祉課 長寿福祉課
貧困等生活上の困難に直面する子どもへの支援	ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援等を行います。（現行の子どもの貧困対策に関する計画は令和6年度まで）	こども家庭課

基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進

(女性活躍推進)



政策・方針決定過程において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、様々な分野において女性の参画促進を図ります。

成果指標

成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
市女性職員の管理職への登用の割合（一般行政職）	9.6% (令和5年3月31日現在)	21.0%	総務課
女性委員を含む 審議会等の数	26件 (令和5年3月31日現在)	30件	生涯学習課
審議会等における 女性登用率	26.8% (令和5年3月31日現在)	40.0%	生涯学習課

施策の方向1 公的分野における女性の参画推進

現状と課題

国際社会においては、平成27年に国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保が掲げられています。

また、国の第5次男女共同参画基本計画では、市町村の審議会等委員に占める女性の割合について、令和7年の成果目標として40%以上60%以下と定めています。

本市の女性委員を含む審議会等の割合は、令和4年度は72.2%で平成30年度よりも低下していますが、県の平均値を上回っています。委員数の状況を見ても、令和4年度は26.8%で平成30年度よりも低下していますが、県の平均値を上回っています。

ただし、市町村議会における女性議員の状況は、令和4年度は4.5%で平成30年度よりも低下しています。

本市の一般行政職における女性管理職の状況は、令和4年度は9.6%となっています。なお、係長職以上に占める女性職員の割合は、令和4年度は19.4%で平成30年度よりも上昇し、県の平均値を上回っています。本市では、特定の職場にこだわることなく女性を配置し、計画的な人事異動や研修を通じ職員の能力の開発に継続して取り組む必要があります。

施策（１）審議会等への女性の参画促進

男女共同参画社会の実現のため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
審議会等への女性登用の促進	審議会等の委員を選考する際には、積極的に女性を登用します。	全庁
審議会等委員の公募による登用の促進	幅広い分野からの参画を進めるために、公募制度を導入し、女性の登用を積極的に推進します。	
行政機関におけるポジティブ・アクション※の推進	特定の職場にこだわることなく女性を配置し、職員の能力の開発や経験を積むことで、男女間の格差のない管理職等への登用等を促進するなど、女性職員の能力向上とキャリア形成の支援に努めます。	総務課
市政への関心を高める機会の充実	市政への関心と理解を高め、市政への積極的な参画を促すため、広聴機会の充実や出前講座の開催に取り組みます。	全庁

※ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

施策の方向2 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

現状と課題

地域・職場・団体等において、女性の参画が思うように進んでいない要因として、男女間の経済的格差に加え、固定的役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。

本市においては、行政区長に占める女性の割合や、PTA 会長に占める女性の割合は県の平均値と比較して低い状況です。地域活動においても、女性が性別により区別されることなく、その能力を十分に発揮するため、固定的役割分担意識の解消に向けた女性の積極的登用・人材育成などに取り組む必要があります。

また、各事業所に対しては、ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、男女共同参画の意識を啓発していくことが重要です。

施策（１）女性の人材育成

女性があらゆる分野に参画し、自らの能力を発揮し活躍できるよう、女性自身の積極的向上やエンパワメントを支援する機会を提供し、人材育成を推進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
女性が働きやすい環境の整備	育児・介護休暇等取得推進を目的とした支援制度について、市内事業者へ周知を図り、活用を促進していきます。	商工労政課
	ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止について情報紙で事業所に対し周知啓発するとともに、女性が働きやすい環境の整備に取り組む事業所の事例などを情報紙にて紹介します。	生涯学習課
働く女性の職業意識・能力の向上支援	資格取得や職業訓練実施の支援を目的とした制度の周知を図り、活用を促進していきます。	商工労政課
女性の就業等に関する情報の周知	県から提供される女性の就業等に関する情報については、市内公共機関等を通して周知します。	生涯学習課
農業経営における女性の参画意欲醸成	女性の農業経営参画への意欲醸成を図り、必要な知識を得られるような講義等の開催を企画します。	農政課

施策・事業	事業の内容	担当課
女性のエンパワーメント等活動への支援	防災活動や健康づくり、スポーツ活動など、地域活動に取り組んでいる女性の活動を支援します。	全庁
南相馬市女性団体連絡協議会の活動再開	南相馬市女性団体連絡協議会の加盟団体を調査し、現状把握と課題分析を行い、協議会の活動再開に取り組みます。	生涯学習課

施策（２）国際社会における各種取組の推進

国際的な女性の人権に関する問題への理解を深め、多文化共生社会における男女共同参画を推進し、グローバルな人材の育成を図ります。

施策・事業	事業の内容	担当課
姉妹都市・友好都市との交流事業	姉妹都市であるペンドルトン市との交流親善の一層の進展を目指し、相互国際理解と友好を深めるため、継続して高校生相互派遣交流事業を実施します。 受入 高校生 6 人、引率者 1 名 計 7 人 派遣 高校生 6 人、引率者 1 名 計 7 人	観光交流課
グローバル化に対応した英語教育の推進	広い視野を持ち、思考力・判断力・表現力が備わった人材を育成するため、外国文化や英語が学べる海外研修を実施します。 渡航先：オーストラリア・シンガポール 対象者：中学 2 年生 40 人	学校教育課
女性の地位向上のための国際的情報の収集と提供	女性の人権に関する問題への理解が深まるよう、国が批准している男女共同参画に関する国際条約など情報を収集し、提供に取り組みます。	生涯学習課

基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）



一人ひとりの人権が尊重される社会を目指すため、男女間のあらゆる暴力をなくし、関係機関との連携・協力体制の整備を進めるとともに、全ての人が尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指します。

成果指標

成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
DV防止法の周知率	59.2% (令和5年6月30現在)	60.5%	生涯学習課
DV被害者の相談窓口の周知率	65.7% (令和5年6月30現在)	69.4%	生涯学習課
特定健康診査の受診率	36.2% (令和5年3月31現在)	51.2%	健康づくり課
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の割合	34.6% (令和5年3月31現在)	31.0%	健康づくり課

施策の方向1 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の暮らし方の変化に伴う生活不安によるストレス等からDV、虐待、性暴力の増加がみられており、DVや性暴力の被害者は圧倒的に女性が多数となっている状況です。

男女共同参画に関するアンケート調査では、DV行為を受けた経験については、「怒鳴られる、脅かす、人前でバカにする、無視する、行動を監視する」が最も高くなっています。DV行為を受けた場合、相談をしていないケースが多く、DV行為による被害が潜在化している状況が推測されます。また、セクシュアル・ハラスメント[※]については、『女のくせに』とか『男なのに』とか性差別的な言い方をされた」の回答が最も高くなっています。(資料編 P102 図表4 参照)

DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であるという認識のもと、あらゆる暴力や性差別の根絶を目指し、広報・啓発活動に努めるとともに、支援・相談体制の充実を図る必要があります。

※セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

施策（１）DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発

DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力をなくすとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。

施策・事業	事業の内容	担当課
相談体制の充実	市民が抱える悩みなどの相談を受ける相談所の周知を図ります。	市民課
支援体制の整備	DV等の相談を受け、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整えます。	
DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた広報・啓発	DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向け、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。	
女性のための相談支援センター等の情報提供	暴力を許さない社会環境づくりに向けた情報の提供、及び一人で悩まないようDVに関する専門相談窓口を周知します。	
人権擁護委員による相談会の開催	人権週間等（6月・10月・12月）に合わせ特設人権相談所を開設します。	
人権擁護委員による人権教室の開催	保育園・幼稚園・小学校・中学校等での人権教室を開催し、人権に関する関心と理解を高めます。	生涯学習課
DV防止に向けた学習機会の提供	DV防止を啓発するため、DV防止法やDV相談窓口を情報紙にて周知するとともに、出前講座によりDVに関する学習機会を市民等に提供します。	

施策の方向2 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

本市では、各種健診事業や健康相談・健康教育事業、健康スポーツ教室の実施など、市民の心身の健康づくりに取り組んでいます。

心身の健康は、生活の資本とも言え、どちらかの健康が不調をきたすだけで、生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）が低下してしまうおそれがあります。

また、女性と男性では異なる健康上の問題に直面することもあり、特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意しなければならず、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※は、個人としての尊厳を重んじる「男女共同参画社会の実現」にとって欠かすことのできない視点となります。

こうしたことを踏まえ、市民が生涯にわたって健康で快適な生活を送れるように、心身の健康支援の充実を図っていく必要があります。

施策（1）生涯にわたる心身の健康支援

生涯にわたって心身ともに健康で豊かなゆとりある生活を送れるように、心身の健康支援の充実を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行うとともに、この視点に立って女性の健康管理と母性保護の徹底が図られるよう、各種事業を推進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
各種健診事業	受診勧奨通知では、受診回数や過去の問診回答等から分析し、タイプ別に合わせた通知を検診開始前に送付するなど効果的な受診率の向上に努めます。	健康づくり課

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

施策・事業	事業の内容	担当課
健康相談事業	市民の健康保持・増進を図るため健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、心身の健康づくり及び生活習慣病の予防に必要な保健指導等を行います。	健康づくり課
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する知識の普及	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の概念の浸透を図ります。	こども家庭課
望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症の予防対策の推進	性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症に関する予防対策の普及を行います。	こども家庭課
性に関する教育の推進	男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、地域、学校及び行政が一体となって取り組みます。	こども家庭課 学校教育課
生涯スポーツ推進事業	市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむ機会を提供し、心身の健全育成を図るため、生涯スポーツ教室の開催を継続します。	スポーツ推進課

基本目標Ⅴ 復興・防災における男女共同参画の推進



市民一人ひとりが安全で安心して暮らせる地域づくりの実現のために、男女共同参画の視点から、家庭、地域、職場等での復興・防災の積極的な取組を促進します。

成果指標

成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
総合計画審議会における 女性委員の登用率	25.0% (令和5年6月30現在)	40.0%以上	企画課
防災士育成・登録人数	0人 (新規事業)	180人以上(R8) ※女性は内数となるもの	危機管理課

施策の方向1 復興に向けての男女共同参画の推進

現状と課題

本市が甚大な被害を受けた東日本大震災と原発事故から13年が経ち、現在、市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」においては、まちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、市民が東日本大震災と原発事故からの復興を実感できることを目指しています。

復興と地方創生のためには、多様な人材の育成と活躍が不可欠であり、とりわけ女性がその能力を十分発揮して、あらゆる機会に参画することが重要です。

復興及び地方創生の担い手として女性が活躍するためには、固定的な性別役割分担意識の解消と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、男女ともに地域活動等への参画を推進していく必要があります。

震災の経験を生かし、復興と地方創生においても女性が主体的な担い手であることを認識し、あらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、100年のまちづくりを推進する必要があります。

施策（１）復興に関するあらゆる分野での女性等の多様な人材の参画推進

男女共同参画の視点に立ち、復興と地方創生に係る施策・方針決定過程への女性等の参画を進めるためのまちづくりを推進します。

施策・事業	事業の内容	担当課
復興と地方創生に係る施策・方針決定過程への女性委員の登用促進	「南相馬市総合計画審議会」の委員登用に当たっては、女性委員の登用を推進していきます。	企画課
若者人材育成の推進	復興と地方創生の担い手として、あらゆる分野で活躍できるように、若者の参加促進や教育の場での取組により、若者の人材育成を推進します。	全庁

施策の方向2 防災における女性の参画促進

現状と課題

東日本大震災及びその後の原子力事故での避難所運営等の反省を踏まえ、これまで、女性や乳幼児に配慮した生活用品等の品目を備蓄するなど、女性や多様な背景を持つ人々のニーズに対応すべく見直しを行っております。

しかし、大規模災害が発生した際、防災行政関係機関のみで対応を行うことは困難で、被害を最小化する「減災」の考え方や、自助・共助・公助一体による防災体制の強化が重要であり、多様な主体による自発的な防災活動を促進することが必要です。

また、男女共同参画に関するアンケート調査では、防災・災害対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うかについては、「必要がある」と「どちらかといえば必要がある」を合わせた割合が約7割となっています。また、防災・災害対策において、男女共同参画を推進していくために必要なことについては、「避難所などの運営マニュアルに男女のニーズに配慮した視点を取り入れること」、「避難所の運営責任者に男女がともに配置され、男女双方の視点が反映されること」、「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めること」などが多く挙げられております。同様に、これらの項目を選択した方には、「性的マイノリティにとって生活しづらい社会だと思うか」の問いに「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた方が多いことから、防災・災害対策において、男女のみならず性的マイノリティ等にも配慮した視点に基づいた対策が必要です。

(資料編 P103 図表 5 参照)

施策（1）災害時における多様な方々の視点の反映

女性を含めた多様な主体による自発的な防災活動への参画を促進するとともに、防災・災害対策に男女や性的マイノリティ等も含めた多様な背景を持つ方々の視点を反映するよう取り組みます。

施策・事業	事業の内容	担当課
地域防災体制強化事業 (防災士養成講座業務委託)	「自助」「共助」の取組を促進するため、市民を対象に防災士養成講座を開催し、地域の自主的な防災活動や災害ボランティアセンターの活動などをサポートする人材を育成します。	危機管理課

成果指標一覧

基本目標	成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
基本目標Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等社会の推進	人権啓発活動	年2回 (各区ごと開催) (令和5年3月31日現在)	年2回	市民課
	男女共同参画に関する講演会・学習会の開催	年2回 (令和5年3月31日現在)	年3回	生涯学習課
	道徳(人権)教育	全校実施 (令和5年3月31日現在)	全校実施	学校教育課
	命や性に関する教育	全校実施 (令和5年3月31日現在)	全校実施	学校教育課
	生涯学習講座の開催	9施設/225回開催 (令和5年3月31日現在)	9施設/250回開催	生涯学習課
	思春期保健教室	全校実施 (令和5年3月31日現在)	全校実施	こども家庭課
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	35.5% (令和5年6月30日現在)	40.4%	生涯学習課
	男性の出産補助休暇取得率(市職員)	50.0% (令和5年3月31日現在)	100.0%	総務課
	男性の育児参加のための休暇取得率(市職員)	28.6% (令和5年3月31日現在)	100.0%	総務課
	(新) 男性の育児参加のための休暇取得率(雇用保険対象者)	14.4% (令和5年3月31日現在)	80.0%	こども家庭課
	保育所入所児童待機児童数	0人 (令和4年4月1日現在)	0人	こども育成課
	放課後児童クラブ待機児童数	0人 (令和4年4月1日現在)	0人	こども家庭課
	ファミリーサポートセンターの登録会員数	134人 (令和5年3月31日現在)	180人	こども家庭課

基本目標	成果指標	現状値	目標値等 (令和9年度)	担当課
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための 環境の整備	子育て応援基金助成団体数	10件 (令和5年3月31日現在)	15件	こども家庭課
	家族介護教室への参加者数	188人 (令和5年3月31日現在)	400人	長寿福祉課
	週一サロンを実施する地域数	29か所 (令和5年3月31日現在)	45か所	長寿福祉課
	生活困窮者新規相談件数	253件 (令和5年3月31日現在)	184件	社会福祉課
基本目標Ⅲ 女性の人生育成と 意思決定過程への 参画促進(女性活躍推進)	市女性職員の管理職への登用の割合(一般行政職)	9.6% (令和5年3月31日現在)	21.0%	総務課
	女性委員を含む審議会等の数	26件 (令和5年3月31日現在)	30件	生涯学習課
	審議会等における女性委員数の割合	26.8% (令和5年3月31日現在)	40.0%	生涯学習課
基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と 健康支援(DV防止)	DV防止法の周知率	59.2% (令和5年6月30日現在)	60.5%	生涯学習課
	DV被害者の相談窓口の周知率	65.7% (令和5年6月30日現在)	69.4%	生涯学習課
	特定健康診査の受診率	36.2% (令和5年3月31日現在)	51.2%	健康づくり課
	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	34.6% (令和5年3月31日現在)	31.0%	健康づくり課
基本目標Ⅴ 復興・防災に おける男女共 同参画の推進	総合計画審議会における女性委員の登用率	25.0% (令和5年6月30日現在)	40.0%以上	企画課
	(新) 防災土育成・登録人数	0人 (新規事業)	180人以上(R8) ※女性は内数となるもの	危機管理課

第5章 計画の推進

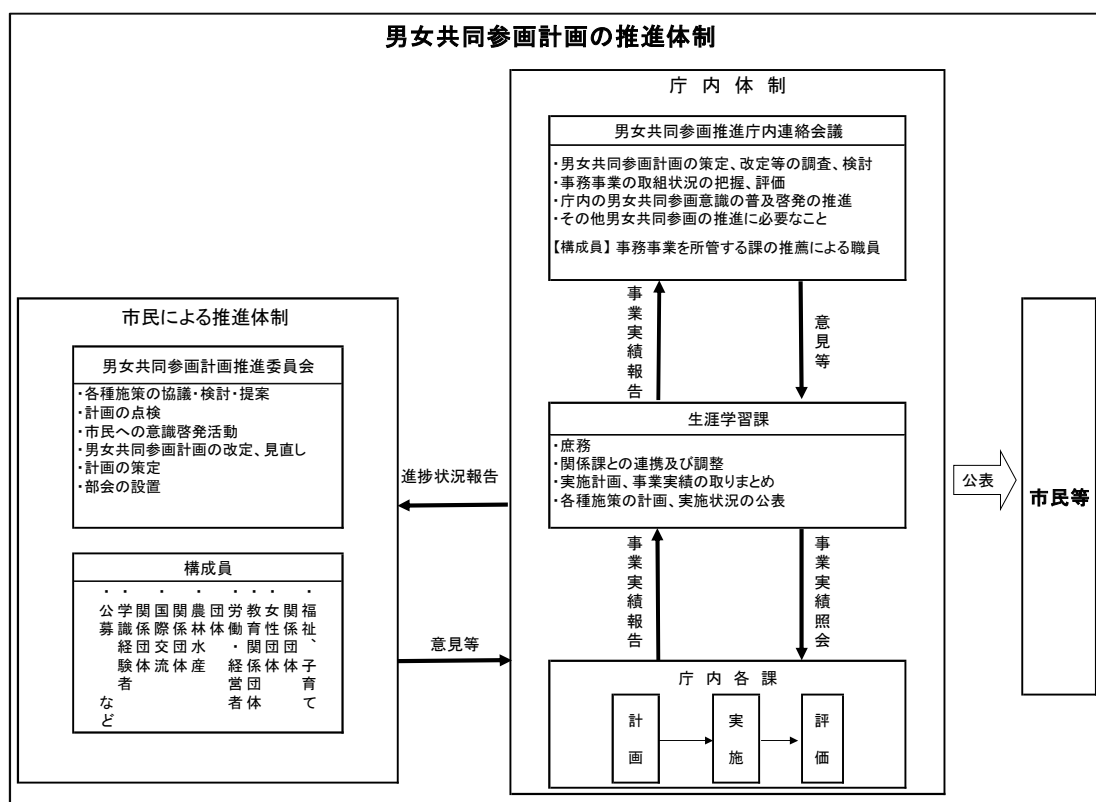
1. 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、市民、地域団体、事業者、行政などのすべての人々や組織が、共通認識のもとに取り組んでいく必要があります。

そのため、各分野にわたる施策の総合的かつ効果的な推進を図るための体制を構築しております。

(1) 庁内における推進体制

本計画は、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取組を示すものであり、その施策は庁内のあらゆる分野に及んでいることから、庁内に男女共同参画推進連絡会議を設置し、関係部局間の連携を図り、男女共同参画の視点に立った施策を推進します。



(2) 庁内における推進のしかた

本計画を着実かつ効果的に推進していくためには、庁内関係部局と横断的に連携を図り、取組状況について定期的に点検し、実績を評価し、課題を把握していくことが求められます。事業ごとに目標値を設け、毎年度の実績について「南相馬市男女共同参画の取組状況」として一覧表を作成し、評価と課題を明らかにすることにより、効果的な計画の推進を図ります。

（３）市民、地域団体、事業者との連携

男女共同社会の実現にあたっては、市民や地域団体、事業者と連携・協働しながら取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画の推進にあたっては、南相馬市男女共同参画計画推進委員会において、毎年度事業実績及び事業計画を協議・検討し、市民や地域団体、事業者の理解と協力を得ながら推進します。

（４）国・県、他の自治体等や関係機関との連携

男女共同参画の取組をより効果的に進めるため、県や関係機関との連携・協力の強化を図ります。また、必要な制度や施策のさらなる推進を図ります。

2. 計画推進のための役割

男女共同参画を推進し、市民、地域団体、事業者、行政あらゆる分野で、全ての人が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現に取り組みます。

(1) 市の役割

- 市役所が率先して模範となれるよう、男女共同参画計画を推進する立場として、ジェンダー平等の視点を持ち、特定の職場にこだわることなく女性を配置し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 幅広い分野からの参画を進めるために、審議会等へ公募制度を導入し、女性の登用を積極的に促進します。
- 市民一人ひとりが能力を十分発揮して自己の意思と責任による多様な生き方をできるよう、社会環境を整えていきます。
- 市政への関心と理解を深め、市政への積極的な参画を促すため、広聴機会の充実を図るとともに、出前講座等を開催します。
- 市民、地域団体、事業者、国及び県との十分な連携・協力を図り、ジェンダー平等社会の実現に向けた施策を計画的に実施していきます。

(2) 市民の役割

- 一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画や人権尊重に関する理解を深め、一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、行動するようにします。
- だれもが、仕事や家庭生活、地域生活等において、自らの希望に沿ったバランスのとれた生活を実現できるように、それぞれの個性・生き方・考え方を尊重し、助け合います。
- 地域での見守りや声かけなどに努め、孤立やハラスメント、DV、虐待などのないまちづくりに取り組みます。
- 性的マイノリティの方々を含め、多様な人材が活躍できるまちづくりに取り組みます。

(3) 事業者の役割

- ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、育児・介護休業等の取得推進を目的とした支援制度を活用し、従業員への周知・啓発により、職場環境の改善に努めます。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止に取り組みます。

(4) 市民活動団体の役割

- ジェンダー平等のもと、地域のまちづくり活動などに男女がともに主体的に参画し、安心・安全な住みよい地域をつくります。
- それぞれの団体の活動では、女性自身の積極的向上やエンパワーメントを支援する機会を提供し、人材育成に取り組みます。

資料編

1. 南相馬市男女共同参画計画策定経過

月 日	男女共同参画計画 推進委員会	庁内 委員会	内 容
		今後更新	

2. 南相馬市男女共同参画計画推進委員会設置要綱

平成21年8月24日

告示第92号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、南相馬市男女共同参画計画に基づく施策の推進及び男女共同参画計画策定のため、南相馬市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の改定及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 福祉・子育て関係団体の推薦者 3人
- (2) 女性団体の推薦者 1人
- (3) 教育関係団体の推薦者 2人
- (4) 労働・経営者団体の推薦者 2人
- (5) 農林水産関係団体の推薦者 1人
- (6) 国際交流関係団体の推薦者 1人
- (7) 学識経験者 2人
- (8) 公募による市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が委員会の議長となる。ただし、最初開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、委員長が指定する専門的な事項を調査及び検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この告示の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
(南相馬市男女共同参画計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 3 南相馬市男女共同参画計画策定委員会設置要綱（平成19年南相馬市告示第89号）は、廃止する。

3. 南相馬市男女共同参画計画推進委員会

南相馬市男女共同参画計画推進委員会名簿

(任期: 令和5年4月21日～令和6年3月31日)

No.	氏 名	役名	部会名	団 体 名
1	かやま なみ 鹿 山 奈 美	委員長	事業推進部会	社会福祉法人南相馬福祉会
2	いわさき 岩 崎 ち あ き	委員	事業推進部会	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会
3	こやつ いうこ 小 谷 津 裕 子	委員	広報・情報紙部会	原町商工会議所女性会
4	たなか あきひろ 田 中 章 広	副委員長	広報・情報紙部会	南相馬市小中学校PTA連絡協議会
5	かな や きよこ 金 谷 清 子	委員	事業推進部会	南相馬市立図書館協議会委員
6	えんどう みつひろ 遠 藤 充 洋	委員	広報・情報紙部会	南相馬経営者協会
7	なかはし つねお 中 橋 常 郎	委員	事業推進部会	一般社団法人原町青年会議所
8	はやしざき えみ 林 崎 江 美	委員	広報・情報紙部会	(有)荒井農産
9	みずの ふみえ 水 野 史 恵	委員	事業推進部会	福島県男女共生センター
10	つのだ けんたろう 角 田 健 太 郎	委員	事業推進部会	福島県教育庁相双教育事務所
11	かじた ちかこ 梶 田 千 賀 子	委員	広報・情報紙部会	
12	うめだ えいこ 梅 田 栄 子	委員	事業推進部会	
13	はせがわ かずこ 長 谷 川 和 子	委員	事業推進部会	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
14	にしむら ユキ子 西 村 ユ キ 子	委員	広報・情報紙部会	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会

4. 男女共同参画社会基本法

発令：平成十一年六月二十三日法律第七十八号

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制

度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による

差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日**(委員等の任期に関する経過措置)**

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）

発令：平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護**（配偶者からの暴力の発見者による通報等）**

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条之二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令**(保護命令)**

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2** 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる

事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄**（施行期日）**

- 1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

発令：平成二十七年九月四日法律第六四号

最終改正：令和元年六月五日法律第 二十四号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

7. ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例

南相馬市条例第44号

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている1948年の「世界人権宣言」において、基本的人権尊重の原則が定められています。

1965年「人種差別撤廃条約」では、あらゆる形態及び表現における人種差別を全世界から撤廃すること、1979年「女子差別撤廃条約」では、女子に対するあらゆる形態での差別を撤廃すること、1989年「児童の権利条約」では、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障すること、2006年「障害者権利条約」では、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするなど、基本的人権の保護促進のため国際的な取組が進められてきました。

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17の国際目標を定められました。

このような国際的な人権保護促進の取組がなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。更に近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が問題となっています。

本市においては、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被災者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たに挑戦する方など、新たに多くの方々が生活を営んでおり、本市の復興を更に進めていくためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

このことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、不当な偏見、差別及び人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者
- (2) 事業者 市内に事務所を有し、若しくは市内で事業活動を行う個人、法人又は団体

（基本理念）

第3条 この条例は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。
- (2) 全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民によりそい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、市民及び事業者との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、学校、職域、その他様々な場及び機会において互いに認め合い、不当な差別が行われないよう努め、人権意識を高めるとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権に配慮し、不当な差別の解消に努め、事業活動に関わる人の人権を尊重する心をはぐくむとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

(人権教育)

第7条 市は、家庭、地域、学校、職域、その他様々な場における様々な人権問題について正しい理解を深めるための人権教育の推進を図るものとする。

(人権啓発)

第8条 市は、市民及び事業者に人権に対する理解と意識の向上を図るため、メディア等を活用した人権啓発を行うものとする。

(相談・支援体制)

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害者（以下「被害者」という。）のための相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、国、県、市民及び事業者と連携し、被害者の支援に必要な支援体制の強化を図るものとする。

(人材の育成・確保)

第10条 市は、国及び県と連携し、市職員、相談員、教職員、医療・福祉関係者等に対し研修を行うことにより、被害者の支援体制強化に必要な人材の育成、確保に努めるものとする。

(人権施策基本方針の策定)

第11条 市は、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

8. 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

施行日： 令和五年六月二十三日

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指

向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増

進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条 第三項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

9. 用語集

【あ行】

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

エンパワーメント (empowerment)

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

【か行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

ジェンダー(gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

性自認

性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

性的指向

性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。例えば、レズビアン (同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル (同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人) 等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー (出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人) 等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもある。

性的マイノリティ (LGBT 等)

L : レズビアン (女性同性愛者)、G : ゲイ (男性同性愛者)、B : バイセクシュアル (両性愛者)、T : トランスジェンダー (出生時に診断された性とは違う性を生きる人) などの方など、性的指向 (sexualorientation) 又は性自認 (gender identity) において何らかの意味で「性」のあり方が多数の人とは異なる人びとのこと。

性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

(reproductive health/rights)

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。

リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

【た行】

多様性を尊重する社会 (多様性社会)

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

テレワーク

情報通信技術 (ICT = Information and Communication Technology) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

ドメスティック・バイオレンス (DV : domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のこと。

身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

【は行】

ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

【ま行】

無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。

10. 南相馬市男女共同参画計画に関する市民アンケート

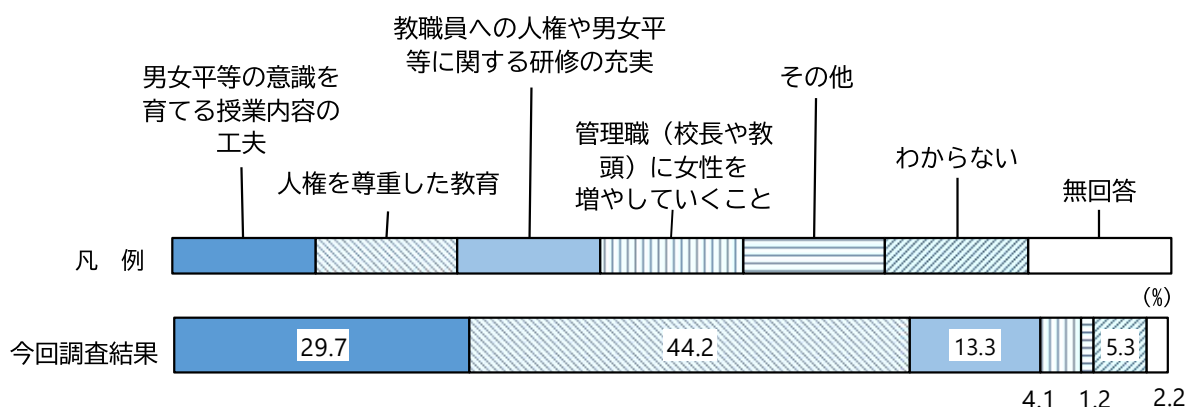
調査結果報告 抜粋

【図表1 男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきもの/前回比較】

	(R5)	(R1)
家庭における男女の役割分担意識を見直しする啓発活動	27.1	36.8
地域における男女の役割分担意識を見直しする啓発活動	30.2	30.8
職場における男女の役割分担意識を見直しする啓発活動	27.1	33.7
学校教育において性別にかかわらず一人ひとりの個性や多様性を尊重する教育の充実	55.3	52.9
仕事と家庭の両立ができるよう経営者、事業者に対する啓発活動	43.5	45.5
子育て支援（保育サービス含む）や介護支援の充実	52.2	63.2
各種活動のリーダーとなる女性の養成	10.4	8.4
男女共同参画を推進するための指導者育成	19.6	18.4
市の委員会・審議会へ女性の積極的な登用	14.3	15.3
男女の人権や多様性を尊重した社会づくりの啓発活動	33.3	31.6
男女の生涯にわたる健康づくりや性と健康をおびやかす問題等への対策	18.4	22.9
女性や男性の生き方や悩み等に対する相談の場の提供	21.3	21.3
その他	0.5	1.1
わからない	6.8	7.9
無回答	2.9	7.1

(%)

【図表2 男女平等の社会実現のために、学校教育の場で力を入れるとよいこと】

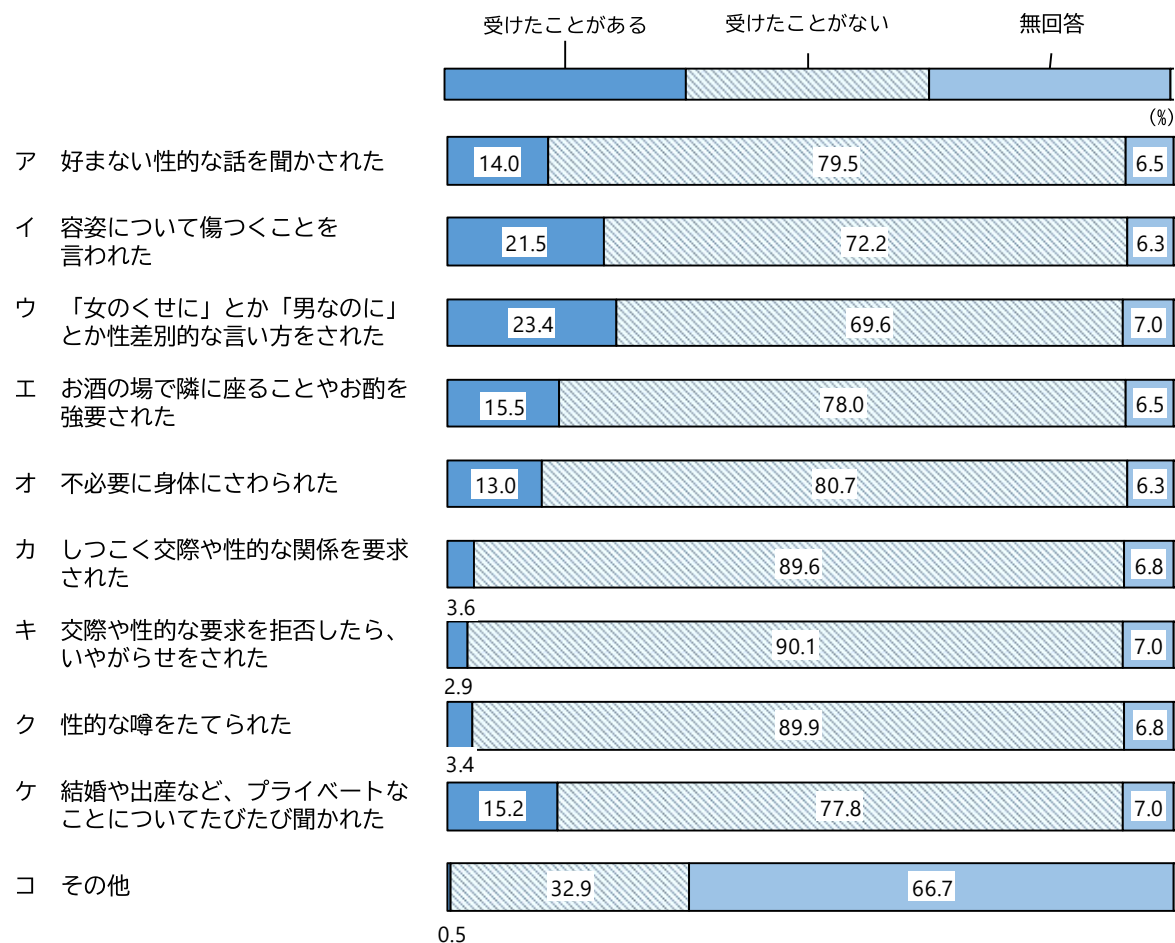


【図表3 生活の中での「家庭」、「仕事」、学習・趣味・付き合いなどの「個人の生活」のバランス】

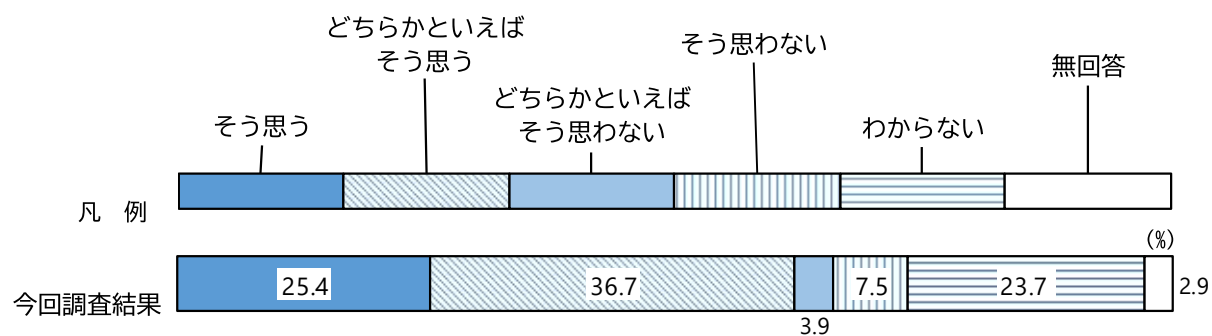
	調査数	「仕事」を優先している	「家庭」を優先している	「個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭」をともに優先している	「仕事」と「個人の生活」をともに優先している	「家庭」と「個人の生活」をともに優先している	3つすべてを優先している	わからない	無回答
全 体	414 100.0	59 14.3	61 14.7	41 9.9	95 22.9	33 8.0	55 13.3	51 12.3	15 3.6	4 1.0
性別	男性	163 100.0	25 15.3	13 8.0	26 16.0	47 28.8	12 7.4	20 12.3	18 11.0	2 0.0
	女性	249 100.0	34 13.7	47 18.9	15 6.0	48 19.3	21 8.4	34 13.7	33 13.3	13 5.2

上段：件数、下段：%

【図表4 職場、地域、学校などで、受けたことがあるセクシュアル・ハラスメント】



【図表5 現在、性的マイノリティ（またはLGBT等）にとって、偏見や差別などにより生活しづらい社会だと思うか】



第 4 次南相馬市男女共同参画計画

令和 6 年 3 月

南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

T E L 0244-24-5249 F A X 0244-23-3013